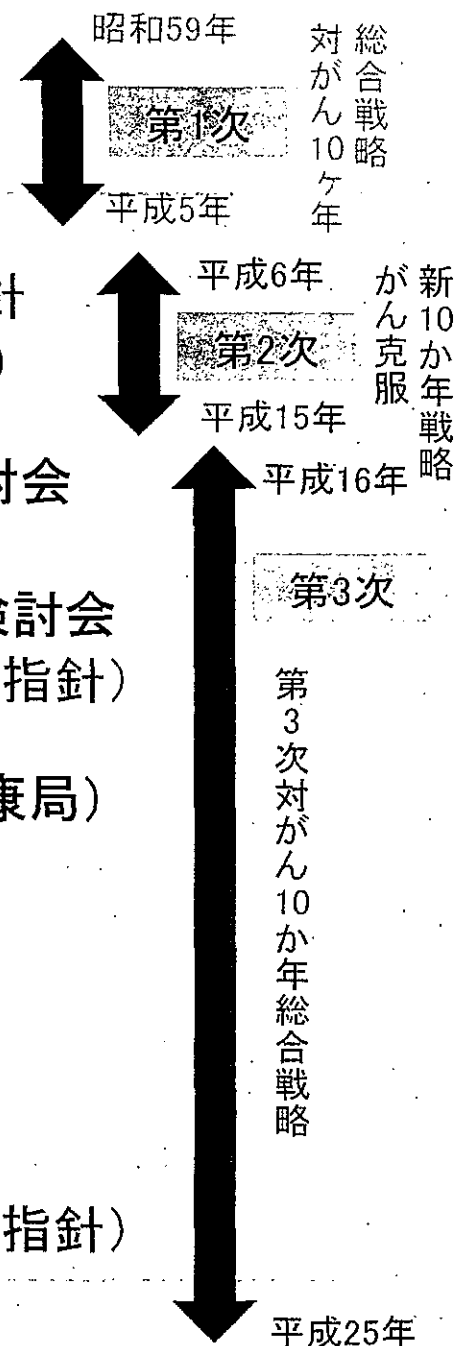


がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院のあゆみ

- ▶ 平成13年8月 地域がん診療拠点病院の整備に関する指針
- ▶ 平成14年3月 地域がん診療拠点病院の指定開始(5施設)
～平成17年1月時点で135施設指定
- ▶ 平成17年4月 がん医療水準均てん化の推進に関する検討会
- ▶ 平成17年5月 がん対策推進本部 設置 (厚生労働省)
- ▶ 平成17年7月 地域がん診療拠点病院のあり方に関する検討会
- ▶ 平成18年2月 がん診療連携拠点病院の整備について(旧指針)
～平成20年2月時点で351施設指定
- ▶ 平成18年4月 がん対策推進室 設置 (厚生労働省健康局)
- ▶ 平成18年6月 がん対策基本法 成立
- ▶ 平成18年10月 がん対策情報センター開設
- ▶ 平成19年4月 がん対策基本法 施行
がん対策推進協議会 設置
- ▶ 平成19年6月 がん対策推進基本計画 策定(閣議決定)
- ▶ 平成20年3月 がん診療連携拠点病院の整備について(新指針)



平成13年からの整備指針(概要)

- 質の高いがん医療の全国的な均てん化を図る事が目的。
- 各都道府県において、2次医療圏に1カ所程度を目安に拠点病院を指定する。

指定要件(抜粋)

- ①専門的がん医療の提供(我が国に多いがんについて)
- ②緩和医療を提供する体制の整備
- ③院内がん登録システムの確立(若しくは確立予定)
- ④他の医療機関へアドバイスや研修会の実施
- ⑤がん診療情報の提供体制の整備 等

平成18年からの整備指針(概要)

- 質の高いがん医療体制を確保するとともに、地域の医療機関との診療連携を推進し、患者等に対する相談支援機能についても強化すること。
- 都道府県がん診療連携拠点病院(各都道府県に1カ所程度)と、地域がん診療連携拠点病院(2次医療圏に1カ所程度)を目安に拠点病院を指定する。

指定要件(抜粋)

- ①集学的治療(手術・抗がん剤治療・放射線治療等の組み合わせや緩和ケア)の実施
- ②セカンドオピニオンを提示する機能を持つこと
- ③地域医療機関への診療支援や病病連携・病診連携の整備、地域連携クリティカルパスの整備が望ましい
- ④専門医(抗がん剤治療医師、放射線治療医、病理診断医)の配置、専門コメディカルスタッフの配置
- ⑤早期診断、緩和医療等に関する研修を実施、相談支援センターの設置
- ⑥院内がん登録の実施

がん対策推進基本計画の概要(平成19年6月閣議決定)

重点的に取り組むべき課題

(1) 放射線療法・化学療法の推進、
これらを専門的に行う医師等の育成

(2) 治療の初期段階からの
緩和ケアの実施

(3) がん登録の推進

全体目標【10年以内】

がんによる死亡者の減少
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

全てのがん患者及びその家族の
苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上

分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

1. がん医療

①放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成
②緩和ケア ③在宅医療 ④診療ガイドラインの作成 ⑤その他

☆ すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を
実施【5年以内】

☆ 全てののがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアにつ
いての基本的な知識を習得【10年以内(運用上5年以内)】

2. 医療機関の整備等

☆ すべての2次医療圏にお
いて、概ね1箇所程度拠点
病院を設置【3年以内】

☆ 5大がんに関する地域連
携クリティカルパスを整備【5
年以内】

3. がん医療に関する相 談支援及び情報提供

☆ すべての2次医療圏
において、相談支援セ
ンターを概ね1箇所以
上整備【3年以内】

4. がん登録

☆ 院内がん登録を実施し
ている医療機関を増加

5. がんの予防

☆ 未成年者の喫煙率を
0%とする【3年以内】

6. がんの早期発見

☆ がん検診の受診率について、
50%以上とする【5年以内】

7. がん研究

☆ がん対策に資する
研究をより一層推進

がん診療連携拠点病院の見直し の 主な概要

がん診療機能の強化

放射線療法及び化学療法

- 専門的知識を有する医師を配置しているか、又は他の医療機関の協力を得られる体制を有していること。
- 放射線療法を専門としている場合には、放射線治療機器(装置)が設置されていること。
- 外来抗がん治療室が設置されていることが望ましい。
- 拠点病院として指定されている特定機能病院においては、腫瘍センターを設置すること。
- 我が国に多いがんについて、(院内)クリティカルパスの整備が望ましい。

○放射線療法

- ①専門的知識及び技能を有する医師(専任)
- ②放射線治療に携わる診療放射線技師(専従)
- ③放射線治療に関する機器の精度管理等に携わる者(専任)
- ④放射線治療機器の配置

○化学療法

- ①専門的知識及び技能を有する医師(専任)
- ②専門的知識及び技能を有する薬剤師(専任)
- ③専門的知識及び技能を有する看護師(外来化学療法室に専従)
- ④外来化学療法室の設置

○都道府県拠点病院及び拠点病院として指定されている特定機能病院においては、放射線療法部門及び化学療法部門を設置すること。

(注)部門とは、当該部門の長は専任とし、組織上明確に位置付けられていること

○我が国に多いがんについて、(院内)クリティカルパスの整備

緩和ケア

- 医師、医療心理に携わる者等を含めたチームによる緩和医療の提供体制を整備すること。
- 現行は外来の緩和ケアに関する規定はなし。

○緩和ケアチームを組織上明確に位置付けること。

○緩和ケアチームの構成員

- ①身体症状に携わる専門的知識及び技能を有する医師(専任)
- ②精神症状に携わる専門的知識及び技能を有する医師
- ③専門的知識及び技能を有する看護師(専従)

○外来において専門的緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

その他

- 我が国に多いがんについて、セカンドオピニオンを提示する体制を有するか、又は他の医療機関との連携によって対応できる体制を有すること。
- 以前はがんサージカルボードに関する規定はなし。
- 病理診断医が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。

○我が国に多いがんについて、セカンドオピニオンを提示できる体制を有すること。

○がんサージカルボードを設置すること。

○病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。

がん診療連携拠点病院の見直しの主な概要



2. 診療機能以外の機能強化

相談支援

○ 相談支援センターに専任者が1人以上配置されていること。



○ 相談支援センターに国立がんセンターがん対策情報センター等による研修を修了した専任者を複数人配置すること。

院内がん登録

○ 現行は院内がん登録の実務を担う者に関する規定はなし。



○ がん対策情報センター等による研修を受講した院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。

地域連携

○ 地域連携クリティカルパスの整備が望ましい。



○ 我が国に多いがんに係る地域連携クリティカルパスの整備等地域連携体制を整備すること。

研修

○ 主にかかりつけ医等を対象とした緩和医療に関する研修を実施すること。



○ 地域のがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケア研修を定期的実施すること。

3. 先進医療がん診療連携拠点病院の機能強化

○ 現行は拠点病院におけるセカンドオピニオンの一覧の作成に関する規定はなし。



○ がんの種類ごとに、セカンドオピニオンを提示できる体制を有する拠点病院の一覧を作成すること。

○ 現行は拠点病院における地域連携クリティカルパスの一覧の作成に関する規定はなし。

○ 拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成すること。

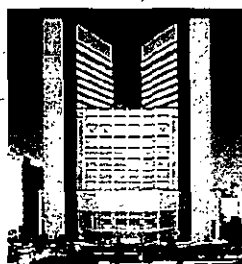
がん診療連携拠点病院制度

4.7 都道府県（377カ所） H22年4月1日現在

- ・都道府県がん診療連携拠点病院： 51病院
- ・地域がん診療連携拠点病院： 324病院
- ・国立がん研究センター中央病院及び東病院

厚生労働省

(独) 国立がん研究センター
がん対策情報センター

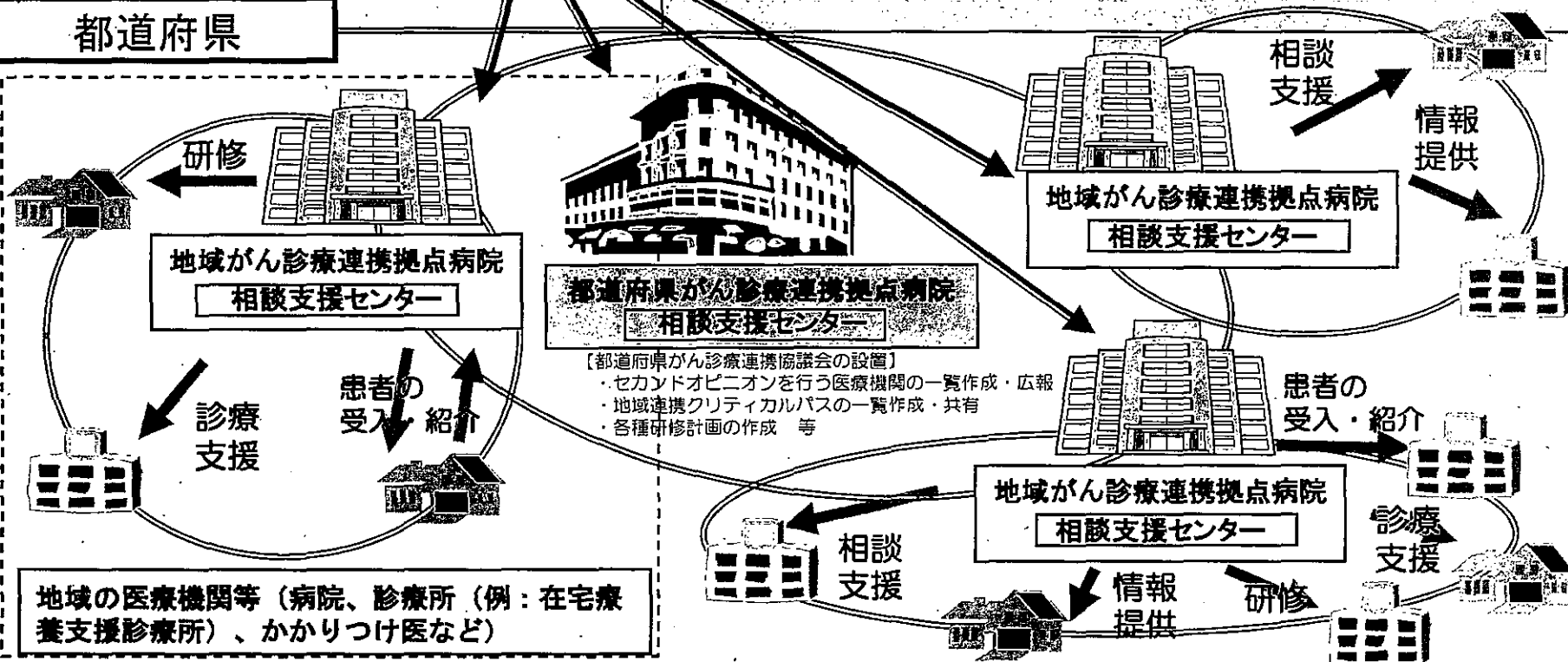


協力・支援

＜拠点病院の役割＞

- 専門的ながん医療の提供等 ※ 医師、看護師、薬剤師等によるチーム医療の提供
(手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療の実施や治療の初期段階からの緩和ケアの実施等)
- 地域のがん診療の連携協力体制の構築
(研修や診療支援、患者の受入・紹介等)
- がん患者に対する相談支援及び情報提供

都道府県



整備指針に定めている主な指定要件の比較

国立がん研究センター	都道府県がん診療連携拠点病院	地域がん診療連携拠点病院 かつ 特定機能病院	地域がん診療連携拠点病院
【位置付け】 我が国のがん対策の中核的医療機関として、厚生労働大臣が指定	【位置付け】 都道府県に1カ所整備することとして、厚生労働大臣が指定	【位置付け】 地域拠点病院と同じ	【位置付け】 2次医療圏に1カ所整備することとして、厚生労働大臣が指定
【役割】 ① 我が国全体のがん医療の向上を牽引 ② 全ての拠点病院への診療支援、情報発信 ③ がん医療専門の医師及び医療従事者の育成	【役割】 地域拠点病院の役割に加え、 ① 地域拠点病院への診療支援、情報発信 ② がん医療専門の医師及び医療従事者の育成	【役割】 地域拠点病院と同じ	【役割】 ① 専門的がん医療の提供 ② がん診療の連携、がん患者への相談支援及び情報提供
【指定要件】 「地域拠点病院」かつ「特定機能病院」の要件と同じ	【指定要件】 「地域拠点病院」かつ「特定機能病院」の指定要件に加え、以下の要件を満たすこと ① がん対策診療連携協議会の設置 ② 地域拠点病院への情報提供、症例相談、診療支援、医師派遣に係る調整等 ③ セカンドオピニオン、地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有等	【指定要件】 「地域拠点病院」の指定要件に加え、以下の要件を満たすこと ① 放射線治療部門の設置及び、同部門長の配置（専任かつ常勤） ② 化学療法部門の設置、及び、同部門長の配置（専任かつ常勤）	【指定要件】 ① 診療体制の整備 ② 外来化学療法室の整備 ③ 緩和ケア提供体制の整備 ④ 病病連携、病診連携 ⑤ 診療従事者の配置 ⑥ 医療施設の整備（リニアック、敷地内禁煙等） ⑦ 研修（緩和ケア研修会、早期診断の研修会等） ⑧ 相談支援提供体制の整備 ⑨ 院内がん登録

がん診療連携拠点病院関連の 主な診療報酬

1. 拠点病院に関する診療報酬

- 「がん診療連携拠点病院加算」（入院初日）500点
 - 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院で算定
 - 別の医療機関からの紹介により入院したがん患者

年次	改定内容
平成22年度改定 400点→500点	<u>算定要件追加</u> キャンサーボードを設置しており、看護師、薬剤師等の医療関係職種が参加していることが望ましい
平成20年度改定 200点→400点	地域のがん診療の確保のため「がん診療連携拠点病院」の評価を充実

2. 拠点病院の地域連携に関する診療報酬

■がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関の連携により、患者が身近な環境で質の高い医療を受けられる体制を推進するために、こうした取り組みを評価

○がん治療連携計画策定料（計画策定病院）（H22新設）⇒ 750点

※がんの種類やステージを考慮して地域連携診療計画を策定し、がん治療を担う別の医療機関と共有し、かつ、患者の同意を得た上で、治療計画を作成し、患者に説明し、文書により提供するとともに、退院時に別の保険医療機関に当該患者の診療情報を文書により提供した場合に、退院時に1回に限り算定

※厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及びそれに準じる病院（都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院）において算定

【参考】

○がん治療連携指導料（連携医療機関）（H22新設）⇒ 300点

※上記患者を受け入れた保険医療機関において、地域連携診療計画に基づいた治療を行うとともに、患者の同意を得た上で、計画策定病院に当該患者の診療情報を文書により提供した場合に、月1回に限り算定

3. 拠点病院の緩和ケアに関する診療報酬

■緩和ケア診療加算（入院1日につき）400点

- 厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院若しくはそれに準じる病院（都道府県が当該地域においてがん診療の中核的な役割を担うと認めた病院）又は日本医療機能評価機構等の医療機能評価を受けた施設において算定
- 一般病床に入院するがん患者等に対する緩和ケアチームによる診療を評価

年次	改定内容
平成22年度改定 300点→400点	<u>施設基準の変更</u> (1)がん診療連携拠点病院若しくは準じる病院又は日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けた施設であること。 (2)緩和ケアチームを構成する常勤医師が以下のいずれかの研修会を修了していること。 アがん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会 イ緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等
平成20年度改定 250点→300点	緩和ケアチームを充実し評価を引き上げ

(参考) 関連の診療報酬実績

診療報酬		平成19年 上段：施設数 下段：回数（同年6月）	平成21年 上段：施設数 下段：回数（同年6月）
がん診療連携拠点病院加算		301施設	386施設
		7,829回	7,326回
	放射線治療専任加算	438施設	457施設
		9,017回	10,869回
放射線治療	直線加速器による定位放射線治療	159施設	230施設
		1,361回	590回
	強度変調放射線治療（IMRT）※1	-	63施設
化学療法		-	5,538回
	外来化学療法※2	1,722施設	2,206施設
		91,164回	135,624回
緩和ケア	緩和ケア診療加算	87施設	113施設
		9,763回	16,633回
	がん性疼痛緩和指導管理料※1	-	-
		-	11,027回

※1 H20年度に保険導入

※2 H21年度は外来化学療法加算1と2の和
（H19及びH21社会医療診療行為別調査等）

都道府県・2次医療圏別の指定状況（平成22年4月1日現在）

※網掛け部分は空白の医療圏

★：都道府県がん診療連携拠点病院

都道府県	2次医療圏	がん診療拠点病院	区分	前回の指定年月日
北海道 医療圏数 21 拠点病院 20	南渡島(みなみおしま)	市立函館病院 社会福祉法人 函館厚生連 函館五稜郭病院	現況・継続 現況・継続	平成21年4月1日 平成21年4月1日
	南檜山(みなみひやま)			
	北渡島檜山(きたおしまひやま)			
	札幌	★独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター 市立札幌病院 JA北海道厚生連 札幌厚生病院 医療法人 恵佑会札幌病院 KKR札幌医療センター 医療法人 手稲溪仁会病院 国立大学法人 北海道大学病院 札幌医科大学附属病院	現況・継続 現況・継続 現況・継続 現況・継続 現況・継続 現況・継続 現況・継続 現況・継続	平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日
	後志(しりべし)			
	南空知(みなみそらち)			
	中空知(なかそらち)	砂川市立病院	現況・継続	平成21年4月1日
	北空知(きたそらち)			
	西胆振(にしいぶり)	日鋼記念病院	現況・継続	平成21年4月1日
	東胆振(ひがしいぶり)	王子総合病院	現況・継続	平成21年4月1日
	日高			
	上川中部 (かみかわちゅうぶ)	JA北海道厚生連 旭川厚生病院 市立旭川病院 旭川医科大学病院	現況・継続 現況・継続 現況・継続	平成21年4月1日 平成21年4月1日 平成21年4月1日
	上川北部			
	富良野			
	留萌(るもい)			
	宗谷			
	北網(ほくもう)	北見赤十字病院	現況・継続	平成21年4月1日
	遠紋(えんもん)			
	十勝	JA北海道厚生連 帯広厚生病院	現況・継続	平成21年4月1日
	釧路	市立釧路総合病院 独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	現況・継続 現況・継続	平成21年4月1日 平成21年4月1日
	根室			
青森県 医療圏数 6 拠点病院 5	青森	★青森県立中央病院	指定更新	平成22年4月1日
	津軽	弘前大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
	八戸	八戸市立市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	上十三(かみとおさん)	三沢市立三沢病院	指定更新	平成22年4月1日
	西北五(せいぼくご)			
岩手県 医療圏数 9 拠点病院 9	下北	下北医療センターむつ総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	盛岡	岩手県立中央病院 ★岩手医科大学附属病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	岩手中部	岩手県立中部病院	指定更新	平成22年4月1日
	胆江(たんこう)	岩手県立胆沢病院(いさわびょういん)	現況・継続	平成21年4月1日
	両磐(りょうばん)	岩手県立磐井病院	指定更新	平成22年4月1日
	気仙	岩手県立大船渡病院(おおふなとびょういん)	現況・継続	平成21年4月1日
	釜石			
	宮古	岩手県立宮古病院	指定更新	平成22年4月1日
	久慈(くじ)	岩手県立久慈病院	現況・継続	平成21年4月1日
	二戸(にのへ)	岩手県立二戸病院	指定更新	平成22年4月1日

宮城県 医療圏数 7 拠点病院 7	仙南(せんなん)	★宮城県立がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
	仙台	★東北大学病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災病院	指定更新	平成22年4月1日
		社団法人全国社会保険協会連合会 東北厚生年金病院	指定更新	平成22年4月1日
	大崎 栗原	大崎市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	登米(とめ) 石巻 気仙沼	石巻赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
秋田県 医療圏数 8 拠点病院 8	大館・鹿角(かつの)	大館市立総合病院	現況・継続	平成21年4月1日
	北秋田			
	能代・山本	秋田県厚生農業協同組合連合会 山本組合総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	秋田周辺	秋田県厚生農業協同組合連合会 秋田組合総合病院	現況・継続	平成21年4月1日
		★国立大学法人 秋田大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		秋田赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	由利本荘・にかほ	秋田県厚生農業協同組合連合会 由利組合総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	大仙(だいせん)・仙北 横手 湯沢・雄勝(おかち)	秋田県厚生農業協同組合連合会 仙北組合総合病院 秋田県厚生農業協同組合連合会 平鹿総合病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
山形県 医療圏数 4 拠点病院 6	村山	★山形県立中央病院 山形市立病院済生館 国立大学法人 山形大学医学部附属病院	指定更新 指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
	最上	山形県立新庄病院	指定更新	平成22年4月1日
	置賜(おきたま)	山形県置賜広域病院組合 公立置賜総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	庄内	日本海総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	県北	★公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	指定更新	平成22年4月1日
	県中	財団法人慈山会医学研究所付属 坪井病院 財団法人脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院 財団法人太田総合病院附属 太田西ノ内病院	指定更新 指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
福島県 医療圏数 7 拠点病院 8	県南	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	新規推薦	平成22年4月1日
	相双(そうそう)			
	会津	財団法人竹田総合病院 会津中央病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	南会津			
	いわき	独立行政法人労働者健康福祉機構 福島労災病院	指定更新	平成22年4月1日
	水戸	★茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
茨城県 医療圏数 9 拠点病院 8	日立	株式会社 日立製作所日立総合病院 ・茨城県地域がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
	常陸太田・ひたちなか 鹿行(ろっこう)			
	土浦	茨城県厚生農業協同組合連合会総合病院 土浦協同病院・茨城県地域がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
	つくば	筑波メディカルセンター病院・茨城県地域がんセンター 国立大学法人 筑波大学附属病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	取手・竜ヶ崎(りゅうがさき)	東京医科大学茨城医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	筑西(ちくせい)・下妻(しもつま)			
	古河(こが)・坂東	友愛記念病院 茨城県厚生農業協同組合連合会 茨城西南医療センター病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日

栃木県 医療圏数 5 拠点病院 6	県東・央(けんとう・おう)	★栃木県立がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
		自治医科大学附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		栃木県済生会宇都宮病院	指定更新	平成22年4月1日
		獨協医科大学病院	指定更新	平成22年4月1日
群馬県 医療圏数 10 拠点病院 9	県南			
	県北			
	両毛	佐野厚生総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	県西(けんさい)	上都賀総合病院(かみつがそうごうびょういん)	新規推薦	平成22年4月1日
	前橋	★国立大学法人 群馬大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		前橋赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	高崎・安中(あんなか)	独立行政法人国立病院機構 高崎総合医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	洪川	独立行政法人国立病院機構 西群馬病院	指定更新	平成22年4月1日
	藤岡	公立藤岡総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	富岡	公立富岡総合病院	指定更新	平成22年4月1日
埼玉県 医療圏数 10 拠点病院 11	吾妻(あがつま)			
	沼田			
	伊勢崎	伊勢崎市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	桐生	桐生厚生総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	太田・館林	群馬県立がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
	東部	春日部市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		獨協医科大学越谷病院	指定更新	平成22年4月1日
	さいたま (旧:中央)	さいたま赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		さいたま市立病院	指定更新	平成22年4月1日
	県央 (旧:中央)	★埼玉県立がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
千葉県 医療圏数 9 拠点病院 13	南部 (旧:中央)	社会福祉法人恩賜財団 済生会川口総合病院	現況・継続	平成21年4月1日
		川口市立医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	川越比企(ひき) (旧:西部第一)	埼玉医科大学総合医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	南西部 (旧:西部第一)	独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	指定更新	平成22年4月1日
	西部 (旧:西部第二)	埼玉医科大学国際医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	秩父			
	北部 (旧:大里)	深谷赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	利根			
	千葉	★千葉県がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
		国立大学法人 千葉大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
	山武長生夷隅(はんぶ・ちやう・うまい)	独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	東葛南部 (とうかつなんぶ)	船橋市立医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		東京歯科大学市川総合病院	指定更新	平成22年4月1日
		順天堂大学医学部附属浦安病院	指定更新	平成22年4月1日
	東葛北部 (とうかつほくぶ)	東京慈恵会医科大学附属 柏病院	指定更新	平成22年4月1日
	印旛(いんぱ)	国保松戸市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		成田赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	香取海浜(かとりかいそう)	総合病院国保旭中央病院	指定更新	平成22年4月1日
	安房(あわ)	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	君津	国保直営総合病院 君津中央病院	指定更新	平成22年4月1日
	市原	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院	指定更新	平成22年4月1日

東京都	医療圏数 13 拠点病院 16	区中央部	★東京都立駒込病院 国立大学法人 東京大学医学部附属病院 日本医科大学付属病院 聖路加国際病院 順天堂大学医学部附属 順天堂医院	指定更新 指定更新 指定更新 指定更新 新規推薦	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
		区東北部			
		区東部	★財団法人癌研究会有明病院	指定更新	平成22年4月1日
		区南部	NTT東日本関東病院	指定更新	平成22年4月1日
			昭和大学病院	新規推薦	平成22年4月1日
		区西南部	日本赤十字社医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		区西部	東京女子医科大学病院	指定更新	平成22年4月1日
		区西北部	日本大学医学部附属板橋病院 帝京大学医学部附属病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
		西多摩	青梅市立総合病院	指定更新	平成22年4月1日
		南多摩	東京医科大学八王子医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		北多摩西部			
		北多摩南部	武蔵野赤十字病院 杏林大学医学部付属病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
		北多摩北部 島しょ部			
神奈川県	医療圏数 11 拠点病院 12	横浜北部	独立行政法人労働者健康福祉機構 横浜労災病院	指定更新	平成22年4月1日
		横浜西部	★神奈川県立がんセンター 横浜市立市民病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
		横浜南部	公立大学法人横浜市立大学附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	指定更新	平成22年4月1日
		川崎南部	川崎市立井田病院	指定更新	平成22年4月1日
		横須賀・三浦	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	指定更新	平成22年4月1日
		湘南東部	藤沢市市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		湘南西部	東海大学医学部付属病院	指定更新	平成22年4月1日
		県央			
		相模原	神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院 北里大学病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
新潟県	医療圏数 7 拠点病院 9	県西	小田原市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		下越	新潟県立新発田病院(しばたびょういん)	指定更新	平成22年4月1日
		佐渡			
		新潟	★新潟県立がんセンター新潟病院 新潟市市民病院 新潟大学医学部総合病院 済生会新潟第二病院	指定更新 指定更新 指定更新 新規推薦	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
		県央			
		中越	新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡中央総合病院 長岡赤十字病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
		魚沼			
		上越	新潟県立中央病院 独立行政法人労働者健康福祉機構 新潟労災病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
			黒部市市民病院	指定更新	平成22年4月1日
			独立行政法人労働者健康福祉機構 富山労災病院	指定更新	平成22年4月1日
富山県	医療圏数 4 拠点病院 8	新川(にいかわ)			
		富山	★富山県立中央病院 富山市立富山市民病院 国立大学法人 富山大学附属病院	指定更新 指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
		高岡	厚生連高岡病院 高岡市市民病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
		砺波(となみ)	市立砺波総合病院	指定更新	平成22年4月1日
石川県	医療圏数 4 拠点病院 5	能登北部			
		能登中部			
		石川中央	★国立大学法人 金沢大学附属病院 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター 石川県立中央病院 金沢医科大学病院	指定更新 指定更新 指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
		南加賀	国民健康保険 小松市市民病院	指定更新	平成22年4月1日

福井県 医療圏数 4 拠点病院 5	福井・坂井	★福井県立病院	指定更新	平成22年4月1日
		福井大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		福井赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		福井県済生会病院	指定更新	平成22年4月1日
山梨県 医療圏数 4 拠点病院 3	奥越(おくえつ) 丹南(たんなん) 嶺南(れいなん) 中北(ちゅうほく)	独立行政法人国立病院機構 福井病院	指定更新	平成22年4月1日
		★山梨県立中央病院	指定更新	平成22年4月1日
		山梨大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		市立甲府病院	新規推薦	平成22年4月1日
長野県 医療圏数 10 拠点病院 8	佐久 上小(しょうしょう) 諏訪 上伊那 飯伊(はんい) 木曾 松本 大北(だいほく) 長野 北信	長野県厚生農業共同組合連合会 佐久総合病院	指定更新	平成22年4月1日
		諏訪赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		伊那中央病院	現況・継続	平成21年4月1日
		飯田市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		★国立大学法人 信州大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	指定更新	平成22年4月1日
		長野赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		長野市民病院	指定更新	平成22年4月1日
岐阜県 医療圏数 5 拠点病院 7	岐阜 西濃(せいのう) 中濃(ちゅうのう) 東濃(とうのう) 飛騨	岐阜県総合医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		岐阜市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		★国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		大垣市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		社会医療法人厚生会 木沢記念病院	指定更新	平成22年4月1日
		岐阜県立多治見病院	指定更新	平成22年4月1日
		綜合病院高山赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
静岡県 医療圏数 8 拠点病院 11	賀茂 熱海伊東 駿東田方 (ずんとうたがた) 富士 静岡 志太榛原(しだはいばら) 中東遠(ちゅうとうえん) 西部	★静岡県立静岡がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
		順天堂大学医学部附属 静岡病院	指定更新	平成22年4月1日
		沼津市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		静岡県立総合病院	指定更新	平成22年4月1日
		静岡市立静岡病院	指定更新	平成22年4月1日
		藤枝市立総合病院	指定更新	平成22年4月1日
		磐田市立総合病院	新規推薦	平成22年4月1日
		社会福祉法人 聖隷福祉事業団総合病院 聖隷三方原病	指定更新	平成22年4月1日
		社会福祉法人 聖隷福祉事業団総合病院 聖隷浜松病院	指定更新	平成22年4月1日
		県西部浜松医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		浜松医科大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日

愛知県 医療圏数 11 拠点病院 15	名古屋	★愛知県がんセンター中央病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		名古屋大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		社会保険中京病院	指定更新	平成22年4月1日
		名古屋市立大学病院	指定更新	平成22年4月1日
		名古屋第一赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		名古屋第二赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	尾張中部 知多半島			
	海部(あま)	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	指定更新	平成22年4月1日
	尾張東部	公立陶生病院	指定更新	平成22年4月1日
	尾張西部 尾張北部	藤田保健衛生大学病院	新規推薦	平成22年4月1日
		一宮市立市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	西三河北部 西三河南部	小牧市立市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	指定更新	平成22年4月1日
	東三河北部 東三河南部	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	指定更新	平成22年4月1日
三重県 医療圏数 4 拠点病院 6	北勢	豊橋市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	中勢伊賀	三重県立総合医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		鈴鹿中央総合病院	新規推薦	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	南勢志摩	★国立大学法人 三重大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		山田赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
滋賀県 医療圏数 7 拠点病院 6	東紀州	三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	大津	大津赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	湖南	滋賀医科大学医学部附属病院	新規推薦	平成22年4月1日
	甲賀	★滋賀県立成人病センター	現況・継続	平成21年4月1日
	東近江	公立甲賀病院	指定更新	平成22年4月1日
	湖東			
	湖北	彦根市立病院	現況・継続	平成21年4月1日
京都府 医療圏数 6 拠点病院 9	湖西	市立長浜病院	指定更新	平成22年4月1日
	丹後			
	中丹(ちゅうたん)	独立行政法人国立病院機構 舞鶴医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	南丹(なんたん) 京都・乙訓(おとくに)	市立福知山市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		★京都大学医学部附属病院	現況・継続	平成21年4月1日
		★京都府立医科大学附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院	指定更新	平成22年4月1日
		京都市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		京都第一赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		京都第二赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 京都医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	山城北(やましろうきた)			
	山城南(やましろうみなみ)			

大阪府 医療圏数 8 拠点病院 14	豊能(とよのう)		大阪大学医学部附属病院	現況・継続	平成21年4月1日
			市立豊中病院	指定更新	平成22年4月1日
	三島		大阪医科大学附属病院	現況・継続	平成21年4月1日
	北河内		関西医科大学附属枚方病院	新規推薦	平成22年4月1日
	中河内		東大阪市立総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	南河内		近畿大学医学部附属病院	現況・継続	平成21年4月1日
	堺市		独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	泉州		独立行政法人労働者健康福祉機構 大阪労災病院	指定更新	平成22年4月1日
	大阪市		市立岸和田市民病院	指定更新	平成22年4月1日
			公立大学法人 大阪市立大学医学部附属病院	現況・継続	平成21年4月1日
			大阪市立総合医療センター	指定更新	平成22年4月1日
			★地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	指定更新	平成22年4月1日
			大阪赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
			独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター	新規推薦	平成22年4月1日
兵庫県 医療圏数 10 拠点病院 14	神戸		独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター	現況・継続	平成21年4月1日
			国立大学法人 神戸大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
			神戸市立医療センター中央市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	阪神南		独立行政法人労働者健康福祉機構 関西労災病院	指定更新	平成22年4月1日
			兵庫医科大学病院	指定更新	平成22年4月1日
			公立学校共済組合 近畿中央病院	指定更新	平成22年4月1日
	阪神北		★兵庫県立がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
	東播磨		西脇市立西脇病院	指定更新	平成22年4月1日
	北播磨		姫路赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	中播磨		独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター	指定更新	平成22年4月1日
			赤穂市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	西播磨		公立豊岡病院組合 豊岡病院	指定更新	平成22年4月1日
	但馬		兵庫県立柏原病院	指定更新	平成22年4月1日
	淡路		兵庫県立淡路病院	指定更新	平成22年4月1日
奈良県 医療圏数 5 拠点病院 5	奈良		市立奈良病院	現況・継続	平成21年4月1日
			県立奈良病院	指定更新	平成22年4月1日
	東和(とうわ)		天理よろづ相談所病院	指定更新	平成22年4月1日
	南和(なんわ)				
	西和(せいわ)		近畿大学医学部奈良病院	指定更新	平成22年4月1日
	中和(ちゅうわ)		★奈良県立医科大学附属病院	指定更新	平成22年4月1日
和歌山県 医療圏数 7 拠点病院 6	和歌山		日本赤十字社和歌山医療センター	指定更新	平成22年4月1日
			★和歌山県立医科大学附属病院	指定更新	平成22年4月1日
	那賀		公立那賀病院	指定更新	平成22年4月1日
	橋本		橋本市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	有田				
	御坊(ごぼう)				
	田辺		社会保険紀南病院	指定更新	平成22年4月1日
			独立行政法人国立病院機構 南和歌山医療センター	指定更新	平成22年4月1日
鳥取県 医療圏数 3 拠点病院 5	東部		鳥取県立中央病院	指定更新	平成22年4月1日
			鳥取市立病院	指定更新	平成22年4月1日
	中部		鳥取県立厚生病院	指定更新	平成22年4月1日
	西部		★国立大学法人 鳥取大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
			独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	指定更新	平成22年4月1日

島根県	隠岐(おき)				
	松江		松江市立病院 松江赤十字病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	雲南(うんなん)				
	出雲		★国立大学法人 島根大学医学部附属病院 島根県立中央病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	大田(おおた)				
	浜田 益田		独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	指定更新	平成22年4月1日
岡山県	県南東部		岡山済生会総合病院 総合病院岡山赤十字病院 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター ★国立大学法人 岡山大学病院	指定更新 指定更新 指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
	真庭				
	県南西部		財団法人倉敷中央病院 川崎医科大学附属病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	高梁・新見(たかはし・にいみ)				
	津山・英田(あいた)		(財)津山慈風会津山中央病院	指定更新	平成22年4月1日
広島県	広島		★国立大学法人 広島大学病院 県立広島病院 広島市立広島市民病院 広島赤十字・原爆病院 広島市立安佐市民病院	指定更新 指定更新 指定更新 指定更新 新規推薦	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
	広島西		広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	呉		独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	広島中央		独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	尾三(びざん)		広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	福山・府中		福山市民病院	指定更新	平成22年4月1日
	備北		市立三次中央病院(みよしちゅうおうびょういん)	指定更新	平成22年4月1日
	山口		独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	柳井(やない)		山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	周南(しゅうなん)		総合病院社会保険徳山中央病院	指定更新	平成22年4月1日
山口県	山口・防府(ほうふ)		山口県立総合医療センター 総合病院山口赤十字病院	指定更新 指定更新	平成22年4月1日 平成22年4月1日
	秋				
	宇部・小野田		★国立大学法人山口大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
	下関		下関市立中央病院	指定更新	平成22年4月1日
	長門(ながと)				
徳島県	東部Ⅰ		徳島県立中央病院 ★国立大学法人 徳島大学病院 徳島市民病院	新規(県立病院) 新規(県立病院) 新規推薦	平成22年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
	東部Ⅱ				
	南部Ⅰ		徳島赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	南部Ⅱ				
	西部Ⅰ				
	西部Ⅱ				
香川県	大川				
	小豆(しょうず)				
	高松		★国立大学法人香川大学医学部附属病院 香川県立中央病院 高松赤十字病院	現況・継続 指定更新 指定更新	平成21年4月1日 平成22年4月1日 平成22年4月1日
	中讃(ちゅうざん)		独立行政法人労働者健康福祉機構 香川労災病院	指定更新	平成22年4月1日
	三豊(みとよ)		三豊総合病院	指定更新	平成22年4月1日

愛媛県 医療圏数 6 拠点病院 7	宇摩				
	新居浜・西条(さいじょう)		住友別子病院	指定更新	平成22年4月1日
	今治		済生会今治病院	指定更新	平成22年4月1日
	松山		★独立行政法人国立病院機構 四国がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
			愛媛大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
			愛媛県立中央病院	指定更新	平成22年4月1日
			松山赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	八幡浜・大洲(やわたはし・おおす)				
高知県 医療圏数 4 拠点病院 3	宇和島		市立宇和島病院	指定更新	平成22年4月1日
	安芸中央				
	高幡(こうはん) 幡多(はた)		高知県・高知市病院企業団立 高知医療センター	指定更新	平成22年4月1日
			高知赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
			★国立大学法人 高知大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
福岡県 医療圏数 13 拠点病院 15	福岡・糸島(いとしま)		★独立行政法人国立病院機構 九州がんセンター	指定更新	平成22年4月1日
			★国立大学法人九州大学病院	指定更新	平成22年4月1日
			独立行政法人国立病院機構 九州医療センター	指定更新	平成22年4月1日
			福岡県済生会福岡総合病院	指定更新	平成22年4月1日
			福岡大学病院	指定更新	平成22年4月1日
	粕屋(かすや)		独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	宗像(むなかた)				
	筑紫				
	朝倉				
	久留米		久留米大学病院	指定更新	平成22年4月1日
	八女(やめ)・筑後		聖マリア病院	指定更新	平成22年4月1日
			公立八女総合病院	指定更新	平成22年4月1日
			大牟田市立病院	指定更新	平成22年4月1日
	有明		飯塚病院	指定更新	平成22年4月1日
	飯塚				
	直方(のしかた)・鞍手				
佐賀県 医療圏数 5 拠点病院 4	田川		社会保険田川病院	指定更新	平成22年4月1日
	北九州		北九州市立医療センター	指定更新	平成22年4月1日
			九州厚生年金病院	指定更新	平成22年4月1日
			産業医科大学病院	指定更新	平成22年4月1日
	京築(けいちく)				
長崎県 医療圏数 9 拠点病院 6	中部		佐賀県立病院好生館	新規(標準)地域	平成22年4月1日
			★国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	新規(標準)地域	平成22年4月1日
	東部				
	北部		唐津赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
	西部				
長崎県 医療圏数 9 拠点病院 6	南部		独立行政法人国立病院機構 嬉野医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	長崎		長崎市立市民病院	指定更新	平成22年4月1日
			★国立大学法人長崎大学病院	指定更新	平成22年4月1日
			日本赤十字社長崎原爆病院	指定更新	平成22年4月1日
	五島				
	上五島(かみごとう)				
	佐世保		佐世保市立総合病院	指定更新	平成22年4月1日
	県北				
	県央		独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター	指定更新	平成22年4月1日
	舌岐(いぎ)				
	対馬(つしま)				
	県南		長崎県島原病院	指定更新	平成22年4月1日

熊本県 医療圏数 11 拠点病院 8	熊本	熊本市立熊本市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		熊本赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院	指定更新	平成22年4月1日
		★国立大学法人 熊本大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
大分県 医療圏数 6 拠点病院 6	大分	荒尾市民病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人労働者健康福祉機構 熊本労災病院	指定更新	平成22年4月1日
		健康保険人吉総合病院	指定更新	平成22年4月1日
宮崎県 ()内は医療圏名 医療圏数 4(7) 拠点病院 3	宮崎	独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		大分赤十字病院	指定更新	平成22年4月1日
		大分県立病院	指定更新	平成22年4月1日
		★国立大学法人 大分大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		大分市医師会立 アルメイダ病院	新規推薦	平成22年4月1日
鹿児島県 医療圏数 9 拠点病院 7	鹿児島	大分県済生会日田病院	指定更新	平成22年4月1日
		県立宮崎病院	指定更新	平成22年4月1日
		★国立大学法人宮崎大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 都城病院	指定更新	平成22年4月1日
沖縄県 医療圏数 5 拠点病院 3	沖縄	★国立大学法人 鹿児島大学病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 鹿児島医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		鹿児島県立薩南病院	指定更新	平成22年4月1日
		社会福祉法人恩賜財団 済生会川内病院(せんだいびょうい)	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人国立病院機構 南九州病院	指定更新	平成22年4月1日
		県民健康プラザ鹿屋医療センター	指定更新	平成22年4月1日
		鹿児島県立大島病院	指定更新	平成22年4月1日
		沖縄県立中部病院	指定更新	平成22年4月1日
		地方独立行政法人 那覇市立病院	指定更新	平成22年4月1日
		★国立大学法人琉球大学医学部附属病院	指定更新	平成22年4月1日
		独立行政法人 国立がん研究センター中央病院		平成22年4月1日
		独立行政法人 国立がん研究センター東病院		平成22年4月1日

※医療圏数は、平成22年10月末現在

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

がん診療連携拠点病院の整備について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月15日閣議決定。以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しているところである。

がん診療連携拠点病院については、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の均てん化を戦略目標とする「第3次対がん10か年総合戦略」等に基づき、その整備を進めてきたところであるが、基本計画において、更なる機能強化に向けた検討を進めていく等とされていることから、「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」を開催し、指定要件の見直し等について検討を進めてきたところである。

今般、この検討会からの提言を踏まえ、「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「指針」という。）を別添のとおり定めたので通知する。

ついては、各都道府県におかれては、指針の内容を十分了知の上、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、がん診療連携拠点病院の推薦につき特段の配慮をお願いします。

また、指針に規定する「新規指定推薦書」等については、別途通知するので留意されたい。

おって、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成18年2月1日付け健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）は、平成20年3月31日限り廃止する。

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針

(健発第0301001号 平成20年3月1日厚生労働省健康局長通知)

(平成22年3月31日一部改正)

I. がん診療連携拠点病院の指定について

- 1 がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院をいう。以下同じ。）は、都道府県知事が2を踏まえて推薦する医療機関について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認めるものを指定するものとする。
- 2 都道府県は、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院にあっては、都道府県に1カ所、地域がん診療連携拠点病院にあっては、2次医療圏（都道府県がん診療連携拠点病院が整備されている2次医療圏を除く。）に1カ所整備するものとする。ただし、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の整備がより一層図られることが明確である場合には、この限りでないものとする。なお、この場合には、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画との整合性にも留意すること。
- 3 独立行政法人国立がん研究センターは、（以下「国立がん研究センター」という。）我が国のがん対策の中核的機関として、他のがん診療連携拠点病院への診療に関する支援及びがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成や情報発信等の役割を担うとともに、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくこととし、国立がん研究センターの中央病院及び東病院について、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認める場合に、がん診療連携拠点病院として指定するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、がん診療連携拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする。

II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について

1 診療体制

(1) 診療機能

① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

ア 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんを

いう。以下同じ。)及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

イ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。)を整備すること。

ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、カンサーボード(手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置し、定期的に開催すること。

② 化学療法の提供体制

ア 急変時等の緊急時に(3)の②のイに規定する外来化学療法室において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。

イ 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力すること。

③ 緩和ケアの提供体制

ア (2)の①のウに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。

イ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。

ウ アに規定する緩和ケアチーム並びに必要に応じて主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを週1回程度開催すること。

エ 院内の見やすい場所にアに規定する緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。

オ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。

カ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。

④ 病病連携・病診連携の協力体制

ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。

イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する

る連携協力体制を整備すること。

ウ 我が国に多いがんについて、地域連携クリティカルパス（がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。）を整備すること。

エ ウに規定する地域連携クリティカルパスを活用するなど、地域の医療機関等と協力し、必要に応じて、退院時に当該がん患者に関する共同の診療計画の作成等を行うこと。

⑤ セカンドオピニオンの提示体制

我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン（診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。）を提示する体制を有すること。

（２）診療従事者

① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 専任（当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも５割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。）の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従（当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも８割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。）であることが望ましい。

イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。

ウ （１）の③のアに規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。

（１）の③のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。また、常勤であることが望ましい。

エ 専従の病理診断に携わる医師を１人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

② 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置

ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。

専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。

イ 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。

(3)の②のイに規定する外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

なお、当該看護師については、専従であることが望ましい。

ウ (1)の③のアに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。

(1)の③のアに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

エ 細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。

③ その他

ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。

イ 地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数（放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。）、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

(3) 医療施設

① 年間入院がん患者数

年間入院がん患者数（1年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。）が1200人以上であることが望ましい。

② 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

イ 外来化学療法室を設置すること。

ウ 集中治療室を設置することが望ましい。

エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。

オ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設け

ることが望ましい。

③ 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

2 研修の実施体制

- (1) 原則として、別途定める「プログラム」に準拠した当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を毎年定期的実施すること。
- (2) (1)のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。
- (3) 診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的開催すること。

3 情報の収集提供体制

(1) 相談支援センター

①及び②に掲げる相談支援を行う機能を有する部門（以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。）を設置し、当該部門において、アからキまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に広報すること。

① 国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

② 院内及び地域の医療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。

＜相談支援センターの業務＞

ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供

イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び医療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び医療従事者に関する情報の収集、提供

ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介

エ がん患者の療養上の相談

オ 地域の医療機関及び医療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供

- カ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談
- キ その他相談支援に関すること

(2) 院内がん登録

- ① 健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施すること。
- ② 国立がん研究センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。
- ③ 毎年、院内がん登録の集計結果等を国立がん研究センターのがん対策情報センターに情報提供すること。
- ④ 院内がん登録を活用することにより、当該都道府県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

(3) その他

- ① 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合は、そのがんの種類等を広報すること。
- ② 臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。
 - ア 進行中の臨床研究（治験を除く。以下同じ。）の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。
 - イ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について

医療法第4条の2（昭和23年法律第205号）に基づく特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合には、Ⅱの地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。

- 1 組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線療法を行う機能を有する部門（以下「放射線療法部門」という。）及び組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門（以下「化学療法部門」という。）をそれぞれ設置し、当該部門の長として、専任の放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師をそれぞれ配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。
- 2 当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院等の医師等に対し、高度のがん医療に関する研修を実施することが望ましい。
- 3 他のがん診療連携拠点病院へ診療支援を行う医師の派遣に積極的に取り組むこと。

IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

都道府県がん診療連携拠点病院は、当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担い、Ⅱの地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、次の要件を満たすこと。ただし、特定機能病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定する場合には、Ⅲの特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件に加え、次の要件（１を除く。）を満たすこと。

- １ 放射線療法部門及び化学療法部門をそれぞれ設置し、当該部門の長として、専任の放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師をそれぞれ配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。
- ２ 当該都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修を実施すること。
- ３ 地域がん診療連携拠点病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援を行うこと。
- ４ 都道府県がん診療連携協議会を設置し、当該協議会は、次に掲げる事項を行うこと。
 - （１）当該都道府県におけるがん診療の連携協力体制及び相談支援の提供体制その他のがん医療に関する情報交換を行うこと。
 - （２）当該都道府県内の院内がん登録のデータの分析、評価等を行うこと。
 - （３）がんの種類ごとに、当該都道府県においてセカンドオピニオンを提示する体制を有するがん診療連携拠点病院を含む医療機関の一覧を作成・共有し、広報すること。
 - （４）当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院への診療支援を行う医師の派遣に係る調整を行うこと。
 - （５）当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が作成している地域連携クリティカルパスの一覧を作成・共有すること。また、我が国に多いがん以外のがんについて、地域連携クリティカルパスを整備することが望ましい。
 - （６）Ⅱの２の（１）に基づき当該都道府県におけるがん診療連携拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修その他各種研修に関する計画を作成すること。

V 国立がん研究センターの中央病院及び東病院の指定要件について

国立がん研究センターの中央病院及び東病院は、Ⅲの特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件を満たすこと。

VI 指定・指定の更新の推薦手続き等、指針の見直し及び施行期日について

1 指定の推薦手続等について

- (1) 都道府県は、Ⅰの1に基づく指定の推薦に当たっては、指定要件を満たしていることを確認の上、推薦意見書を添付し、毎年10月末までに、別途定める「新規指定推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。また、地域がん診療連携拠点病院を都道府県がん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合又は都道府県がん診療連携拠点病院を地域がん診療連携拠点病院として指定の推薦をし直す場合も、同様とすること。
- (2) がん診療連携拠点病院（国立がん研究センターの中央病院及び東病院を除く。）は、都道府県を経由し、毎年10月末までに、別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。
- (3) 国立がん研究センターの中央病院及び東病院は、毎年10月末までに、別途定める「現況報告書」を厚生労働大臣に提出すること。

2 指定の更新の推薦手続等について

- (1) Ⅰの1及び4の指定は、4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- (2) (1)の更新の推薦があった場合において、(1)の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその推薦に対する指定の更新がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその指定の更新がされるまでの間は、なおその効力を有する（Ⅰの1に規定する第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、指定の更新がされないときを除く。）。
- (3) (2)の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (4) 都道府県は、(1)の更新の推薦に当たっては、指定要件を満たしていることを確認の上、推薦意見書を添付し、指定の有効期間の満了する日の前年の10月末までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。
- (5) Ⅰの1から3及びⅡからⅤまでの規定は、(1)の指定の更新について準用する。

3 指針の見直しについて

健康局長は、がん対策基本法第9条第8項において準用する同条第3項の規定によりがん対策推進基本計画が変更された場合その他の必要があると認める場合には、この指針を見直すことができるものとする。

4 施行期日

この指針は、平成20年4月1日から施行する。ただし、Ⅱの3の(1)の①及びⅡの3の(2)の②については、平成22年4月1日から施行する。また、Ⅱの1の(1)の④のウについては、平成24年4月1日から施行する。

がん診療連携拠点病院の整備に関する指針 (定義の抜粋)

1 我が国に多いがん

肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。

2 クリティカルパス

検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。

3 キャンサーボード

手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。

4 レジメン

治療内容をいう。

5 地域連携クリティカルパス

がん診療連携拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。

6 セカンドオピニオン

診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。

7 専任

当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。

8 専従

当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。

9 年間入院がん患者数

1 年間に入院したがん患者の延べ人数をいう。

10 放射線療法部門

組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し放射線療法を行う機能を有する部門をいう。

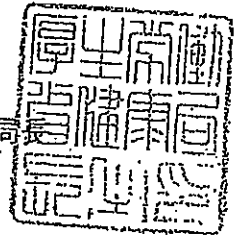
11 化学療法部門

組織上明確に位置付けられた複数種類のがんに対し化学療法を行う機能を有する部門をいう。

健発第0331037号
平成20年 3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成18年9月7日健発第0907001号本職通知「がん診療連携拠点病院機能強化事業の実施について」の別紙「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱」（以下「実施要綱」という）により行われているところであるが、別添の新旧対照表のとおり、実施要綱の一部を改正することとしたので通知する。

貴職におかれては、本事業を活用し、積極的な取組が図られるよう、貴管内のがん診療連携拠点病院に対する周知をお願いします。

なお、本通知は、平成20年4月1日から適用する。

がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要綱

1 目的

本事業は、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）に基づき厚生労働大臣が指定した医療機関（以下「がん診療連携拠点病院」という。）において、がん医療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業を実施することにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

2 実施主体

がん診療連携拠点病院

3 事業の内容

(1) がん医療従事者研修事業

がんの化学療法や放射線療法の専門医の不足が指摘されており、また、チーム医療による対応の必要性が増していることから、がん診療連携拠点病院において、主にがんの化学療法や放射線療法の専門的な医師やがん医療を支えるコメディカルスタッフを養成するための効果的かつ効率的な研修を行う。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

(ア) 地域がん診療連携拠点病院等のがん医療の中心となる医師を対象とした化学療法、放射線療法等に関する研修

(イ) 地域がん診療連携拠点病院等のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師、がん登録実務者等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

イ 地域がん診療連携拠点病院

(ア) 地域のかかりつけ医等を対象としたがんの早期診断、緩和ケア等に関する研修

(イ) 地域の医療機関のコメディカルスタッフ（診療放射線技師、臨床検査技師等）を対象としたがんの専門知識・技術の修得のための研修

(ウ) 院内外の講師による公開カンファレンス

(2) がん診療連携拠点病院ネットワーク事業

がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。

また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 全国がん診療連携拠点病院連絡協議会への出席
- (イ) 都道府県がん診療連携協議会の設置・運営
- (ウ) 地域がん診療連携拠点病院等に対する医師の派遣等による診療支援
- (エ) 国立がんセンター等において実施されるがん医療指導者養成研修等への所属職員の派遣
- (オ) 上記(エ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

イ 地域がん診療連携拠点病院

- (ア) 都道府県がん診療連携協議会への出席
- (イ) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援
- (ウ) 都道府県がん診療連携拠点病院等において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣
- (エ) 上記(ウ)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用

(3) 院内がん登録促進事業

地域や全国レベルでの正確ながんの罹患率等を把握するため、がん診療連携拠点病院において、標準登録様式(がん診療連携拠点病院で実施する院内がん登録における必須項目の標準登録様式について(平成18年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長通知))に基づく院内がん登録(がん患者の診断・治療内容等のデータ登録)を実施する。

ア 都道府県がん診療連携拠点病院

- (ア) 院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)
- (イ) 精度の高いがん登録を実施するための、都道府県内におけるがん診療連携拠点病院等に対する精度管理指導等の実施

イ 地域がん診療連携拠点病院

院内がん登録の実施(登録データの集計・分析を含む。)

(4) がん相談支援事業

院内外のがん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支

援センターにおいて、電話、面談等による、がん患者の療養上の相談、地域の医療機関やセカンドオピニオン医師の紹介等を実施する。また、地域の医療機関等からの相談等に対応する。

(5) 普及啓発・情報提供事業

がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集・提供及び小冊子やリーフレット等の作成・配布を行う。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

特定機能病院の承認状況

(平成22年9月1日現在)

区分	医療機関名	所在地	審議日	承認効力日
1	国立がん研究センター中央病院	東京都中央区築地5丁目1番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
2	国立循環器病研究センター	大阪府吹田市藤白台5丁目7番1号	H 5. 8. 2	H 5. 9. 1
3	順天堂大学医学部附属順天堂医院	東京都文京区本郷3丁目1番3号	H 5.10.26	H 5.12. 1
4	日本医科大学付属病院	東京都文京区千駄木1丁目1番5号	H 5.10.26	H 5.12. 1
5	日本大学医学部附属板橋病院	東京都板橋区大谷口上町30番1号	H 5.10.26	H 5.12. 1
6	東邦大学医療センター大森病院	東京都大田区大森西6丁目11番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
7	関西医科大学附属枚方病院	大阪府枚方市新町2丁目3番1号	H17.12.13	H18. 1. 1
8	久留米大学病院	福岡県久留米市旭町67番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
9	北里大学病院	神奈川県相模原市北里1丁目15番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
10	聖マリアンナ医科大学病院	神奈川県川崎市宮前区菅生2丁目16番1号	H 5.11.26	H 5.12. 1
11	東海大学医学部付属病院	神奈川県伊勢原市下粕屋143番地	H 5.11.26	H 5.12. 1
12	近畿大学医学部附属病院	大阪府大阪狭山市大野東377番地の2	H 5.12. 8	H 6. 1. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
13	自治医科大学附属病院	栃木県下野市薬師寺3311番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
14	長崎大学医学部・歯学部附属病院	長崎県長崎市坂本1丁目7番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
15	山口大学医学部附属病院	山口県宇部市南小串1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
16	高知大学医学部附属病院	高知県南国市岡豊町小蓮185番地1	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
17	秋田大学医学部附属病院	秋田県秋田市本道1丁目1番1号	H 5.12. 8	H 6. 1. 1
18	東京慈恵会医科大学附属病院	東京都港区西新橋3丁目19番18号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
19	大阪医科大学附属病院	大阪府高槻市大学町2番7号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
20	慶應義塾大学病院	東京都新宿区信濃町35番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
21	福岡大学病院	福岡県福岡市城南区七隈7丁目45番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
22	愛知医科大学病院	愛知県愛知郡長久手町大字岩作字雁又21番地	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
23	岩手医科大学附属病院	岩手県盛岡市内丸19番1号	H 6. 1.20	H 6. 2. 1
24	獨協医科大学病院	栃木県下都賀郡壬生町大字北小林880番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
25	埼玉医科大学病院	埼玉県入間郡毛呂山町毛呂本郷38番地	H 6. 2.17	H 6. 3. 1
26	昭和大学病院	東京都品川区旗の台1丁目5番8号	H 6. 2.17	H 6. 3. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
27	兵庫医科大学病院	兵庫県西宮市武庫川町1番1号	H 6. 2. 17	H 6. 3. 1
28	金沢医科大学病院	石川県河北郡内灘町字大学1丁目1番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
29	杏林大学医学部附属病院	東京都三鷹市新川6丁目20番2号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
30	川崎医科大学附属病院	岡山県倉敷市松島577番地	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
31	帝京大学医学部附属病院	東京都板橋区加賀2丁目11番地1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
32	産業医科大学病院	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号	H 6. 3. 17	H 6. 4. 1
33	藤田保健衛生大学病院	愛知県豊明市杣掛町田楽ヶ窪1番地の98	H 6. 4. 12	H 6. 5. 1
34	東京医科歯科大学医学部附属病院	東京都文京区湯島1丁目5番45号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
35	千葉大学医学部附属病院	千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
36	信州大学医学部附属病院	長野県松本市旭3丁目1番1号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
37	富山大学附属病院	富山県富山市杉谷2630番地	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
38	神戸大学医学部附属病院	兵庫県神戸市中央区楠町7丁目5番2号	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
39	香川大学医学部附属病院	香川県木田郡三木町大字池戸1750-1	H 6. 6. 15	H 6. 7. 1
40	徳島大学病院	徳島県徳島市蔵本町2丁目50-1	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
4 1	弘前大学医学部附属病院	青森県弘前市本町53番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 2	東 北 大 学 病 院	宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 3	国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜県岐阜市柳戸1番1	H16. 5. 17	H16. 5. 20
4 4	広 島 大 学 病 院	広島県広島市南区霞1丁目2番3号	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 5	琉球大学医学部附属病院	沖縄県中頭郡西原町字上原207番地	H 6. 7. 20	H 6. 8. 1
4 6	北 海 道 大 学 病 院	北海道札幌市北区北14条西5丁目	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
4 7	旭 川 医 科 大 学 病 院	北海道旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
4 8	鳥取大学医学部附属病院	鳥取県米子市西町36番地の1	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
4 9	愛媛大学医学部附属病院	愛 媛 県 東 温 市 志 津 川	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
5 0	宮崎大学医学部附属病院	宮崎県宮崎郡清武町大字木原5200番地	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
5 1	鹿 児 島 大 学 病 院	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘8丁目35番1号	H 6. 9. 5	H 6. 10. 1
5 2	山形大学医学部附属病院	山形県山形市飯田西2丁目2番2号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
5 3	三重大学医学部附属病院	三重県津市江戸橋2丁目174番地	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1
5 4	大阪大学医学部附属病院	大阪府吹田市山田丘2番15号	H 6. 10. 21	H 6. 11. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
55	岡 山 大 学 病 院	岡山県岡山市鹿田町2丁目5番1号	H 6.10.21	H 6.11. 1
56	大 分 大 学 医 学 部 附 属 病 院	大分県由布市挾間町医大ヶ丘一丁目1番地	H 6.10.21	H 6.11. 1
57	福 井 大 学 医 学 部 附 属 病 院	福井県吉田郡永平寺町松岡下合月第23号3番	H 6.11.21	H 6.12. 1
58	新 潟 大 学 医 歯 学 総 合 病 院	新潟県新潟市旭町通1番町754番地	H 6.11.21	H 6.12. 1
59	国立大学法人金沢大学附属病院	石川県金沢市宝町13番1号	H 6.11.21	H 6.12. 1
60	熊 本 大 学 医 学 部 附 属 病 院	熊本県熊本市本荘1丁目1番1号	H 6.11.21	H 6.12. 1
61	名 古 屋 大 学 医 学 部 附 属 病 院	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65番地	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
62	滋賀医科大学医学部附属病院	滋賀県大津市瀬田月輪町	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
63	京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院	京都府京都市左京区聖護院川原町54	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
64	島 根 大 学 医 学 部 附 属 病 院	島根県出雲市塩治町89の1	H 7. 1.26	H 7. 2. 1
65	山 梨 大 学 医 学 部 附 属 病 院	山梨県中央市下河東1110番地	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
66	浜松医科大学医学部附属病院	静岡県浜松市東区半田山1丁目20番1号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
67	群 馬 大 学 医 学 部 附 属 病 院	群馬県前橋市昭和町3丁目39番15号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1
68	佐 賀 大 学 医 学 部 附 属 病 院	佐賀県佐賀市鍋島5丁目1番1号	H 7. 2.20	H 7. 3. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
69	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島県福島市光が丘1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
70	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1	H18. 3.27	H18. 4. 1
71	筑波大学附属病院	茨城県つくば市天久保2丁目1番地1	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
72	東京大学医学部附属病院	東京都文京区本郷7丁目3番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
73	九州大学病院	福岡県福岡市東区馬出3丁目1番1号	H 7. 3.15	H 7. 4. 1
74	名古屋市立大学病院	愛知県名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地	H18. 3.27	H18. 4. 1
75	公立大学法人奈良県立医科大学附属病院	奈良県橿原市四条町840番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
76	札幌医科大学附属病院	北海道札幌市中央区南1条西16丁目291番地	H19. 1.22	H19. 4. 1
77	公立大学法人横浜市立大学附属病院	神奈川県横浜市金沢区福浦3丁目9番地	H17. 3.30	H17. 4. 1
78	京都府立医科大学附属病院	京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465	H20. 3.27	H20. 4. 1
79	防衛医科大学校病院	埼玉県所沢市並木3丁目2番地	H 9. 1.22	H 9. 2. 1
80	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号	H18. 3.27	H18. 4. 1
81	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター	大阪府大阪市東成区中道1丁目3番3号	H18. 3.27	H18. 4. 1
82	東京女子医科大学病院	東京都新宿区河田町8番1号	H19. 8. 9	H19. 9. 1

区分	医 療 機 関 名	所 在 地	審 議 日	承認効力日
83	東 京 医 科 大 学 病 院	東京都新宿区西新宿6丁目7番1号	H21. 1. 19	H21. 2. 1

人口、面積、拠点病院数等の一覧（都道府県別）

	人口(人)	面積(Km2)	人口密度	病院数	拠点病院数	1拠点病院当たり人口(千人)	1拠点病院当たり面積(Km2)
01 北海道	5,571,770	78,360.2	71.1	604	20	278.6	3,918.0
02 青森	1,430,543	9,644.2	148.3	104	5	286.1	1,928.8
03 岩手	1,366,652	15,278.6	89.4	98	9	151.9	1,697.6
04 宮城	2,334,874	7,285.7	320.5	147	7	333.6	1,040.8
05 秋田	1,130,823	11,591.0	97.6	78	9	125.6	1,287.9
06 山形	1,194,071	9,323.5	128.1	68	6	199.0	1,553.9
07 福島	2,075,555	13,782.8	150.6	144	7	296.5	1,969.0
08 茨城	2,982,000	5,892.9	506.0	190	8	372.8	736.6
09 栃木	2,006,701	6,408.3	313.1	114	6	334.5	1,068.1
10 群馬	2,012,151	6,363.2	316.2	138	11	182.9	578.5
11 埼玉	7,067,336	3,797.5	1,861.0	356	12	588.9	316.5
12 千葉	6,090,799	5,156.5	1,181.2	285	13	468.5	396.7
13 東京	12,462,196	2,182.9	5,709.0	650	14	890.2	155.9
14 神奈川	8,798,289	2,415.8	3,641.9	347	12	733.2	201.3
15 新潟	2,413,103	12,583.6	191.8	133	8	301.6	1,573.0
16 富山	1,106,340	4,247.4	260.5	112	8	138.3	530.9
17 石川	1,167,151	4,185.5	278.9	105	5	233.4	837.1
18 福井	815,344	4,189.3	194.6	77	5	163.1	837.9
19 山梨	871,481	4,460.6	195.4	60	4	217.9	1,115.2
20 長野	2,176,806	13,562.2	160.5	138	8	272.1	1,695.3
21 岐阜	2,095,483	10,621.2	197.3	103	7	299.4	1,517.3
22 静岡	3,775,400	7,715.0	489.4	186	10	377.5	771.5
23 愛知	7,185,744	5,156.0	1,393.7	342	14	513.3	368.3
24 三重	1,856,282	5,777.2	321.3	102	5	371.3	1,155.4
25 滋賀	1,377,886	4,017.4	343.0	60	5	275.6	803.5
26 京都	2,558,542	3,732.1	685.6	177	9	284.3	414.7
27 大阪	8,670,302	1,896.8	4,570.9	541	16	541.9	118.6
28 兵庫	5,582,230	8,393.1	665.1	348	14	398.7	599.5
29 奈良	1,419,626	3,689.0	384.8	77	6	236.6	614.8
30 和歌山	1,045,973	4,726.0	221.3	92	6	174.3	787.7
31 鳥取	602,411	3,507.3	171.8	45	5	120.5	701.5
32 島根	733,123	6,707.5	109.3	56	6	122.2	1,117.9
33 岡山	1,948,250	7,113.2	273.9	176	7	278.3	1,016.2
34 広島	2,864,167	8,479.1	337.8	256	10	286.4	847.9
35 山口	1,479,840	6,113.9	242.0	149	7	211.4	873.4
36 徳島	805,951	4,146.6	194.4	119	3	268.7	1,382.2
37 香川	1,019,333	1,876.4	543.2	96	5	203.9	375.3
38 愛媛	1,471,510	5,677.7	259.2	137	7	210.2	811.1
39 高知	784,038	7,105.0	110.4	138	3	261.3	2,368.3
40 福岡	5,030,918	4,977.0	1,010.8	469	15	335.4	331.8
41 佐賀	863,738	2,439.6	354.1	110	4	215.9	609.9
42 長崎	1,469,197	4,092.6	359.0	165	6	244.9	682.1
43 熊本	1,844,634	7,405.7	249.1	220	8	230.6	925.7
44 大分	1,215,388	6,339.2	191.7	164	5	243.1	1,267.8
45 宮崎	1,148,414	7,735.0	148.5	145	5	229.7	1,547.0
46 鹿児島	1,739,075	9,188.8	189.3	266	7	248.4	1,312.7
47 沖縄	1,391,215	2,275.7	611.3	94	4	347.8	568.9

※ 病院数は、拠点病院以外の病院（診療所は除く。）平成21年10月末に都道府県から厚生労働省に提出されたがん診療連携拠点病院の報告書より引用。

	人口(人)	面積(Km2)	人口密度	病院数	拠点病院数	1拠点病院当たり人口(千人)	1拠点病院当たり面積(Km2)
平均	2,703,248	7,907	648	187	8	300	1,007
最大値	12,462,196	78,360	5,709	650	20	890	3,918
最小値	602,411	1,876	71	45	3	120	119

人口、面積、拠点病院数等の一覧（2次医療圏別）

	人口	面積 (Km ²)	人口密度	人口割合 (%)	病院数	拠点病院 数	1拠点病院 当たり人口 (千人)	1拠点病院 当たり面積 (Km ²)
01 北海道	5,571,770	78,360.2	71.1		604	20	278.6	3,918.0
0101 南渡島	416,166	2,669.4	155.9	7.5	40	2	208.1	1,334.7
0102 南檜山	28,814	1,643.4	17.5	0.5	5	0	0.0	0.0
0103 北渡島檜山	42,720	2,253.1	19.0	0.8	7	0	0.0	0.0
0104 札幌	2,309,263	3,539.9	652.4	41.4	245	8	288.7	442.5
0105 後志	242,509	4,305.5	56.3	4.4	27	0	0.0	0.0
0106 南空知	188,697	2,563.4	73.6	3.4	20	0	0.0	0.0
0107 中空知	124,601	2,160.9	57.7	2.2	17	1	124.6	2,160.9
0108 北空知	37,529	1,834.1	20.5	0.7	7	0	0.0	0.0
0109 西胆振	205,204	1,356.1	151.3	3.7	23	1	205.2	1,356.1
0110 東胆振	218,184	2,341.3	93.2	3.9	19	1	218.2	2,341.3
0111 日高	78,523	4,811.9	16.3	1.4	10	0	0.0	0.0
0112 上川中部	413,927	3,471.1	119.2	7.4	45	3	138.0	1,157.0
0113 上川北部	73,713	4,197.4	17.6	1.3	8	0	0.0	0.0
0114 富良野	46,813	2,183.5	21.4	0.8	5	0	0.0	0.0
0115 留萌	59,044	4,020.0	14.7	1.1	9	0	0.0	0.0
0116 宗谷	72,629	4,050.8	17.9	1.3	10	0	0.0	0.0
0117 北網	236,177	5,541.6	42.6	4.2	26	1	236.2	5,541.6
0118 遠紋	79,700	5,147.9	15.5	1.4	14	0	0.0	0.0
0119 十勝	355,087	10,831.2	32.8	6.4	35	1	355.1	10,831.2
0120 釧路	259,286	5,997.5	43.2	4.7	24	2	129.6	2,998.8
0121 根室	83,184	3,440.2	24.2	1.5	8	0	0.0	0.0
02 青森	1,430,543	9,644.2	148.3		104	5	286.1	1,928.8
0201 津軽	314,474	1,597.7	196.8	22.0	26	1	314.5	1,597.7
0202 八戸	349,484	1,346.5	259.6	24.4	27	1	349.5	1,346.5
0203 青森	337,458	1,477.4	228.4	23.6	24	1	337.5	1,477.4
0204 西北五	153,542	1,753.0	87.6	10.7	10	0	0.0	0.0
0205 上十三	191,353	2,054.8	93.1	13.4	13	1	191.4	2,054.8
0206 下北	84,232	1,414.9	59.5	5.9	4	1	84.2	1,414.9
03 岩手	1,366,652	15,278.6	89.4		98	9	151.9	1,697.6
0301 盛岡	481,039	3,641.9	132.1	35.2	42	2	240.5	1,821.0
0302 岩手中部	236,897	2,762.3	85.8	17.3	14	1	236.9	2,762.3
0303 胆江	145,506	1,173.1	124.0	10.6	10	1	145.5	1,173.1
0304 両磐	141,658	1,319.6	107.3	10.4	10	1	141.7	1,319.6
0305 気仙	73,224	890.4	82.2	5.4	3	1	73.2	890.4
0306 釜石	58,363	641.9	90.9	4.3	6	0	0.0	0.0
0307 宮古	97,943	2,672.4	36.6	7.2	6	1	97.9	2,672.4
0308 久慈	67,315	1,076.8	62.5	4.9	4	1	67.3	1,076.8
0309 二戸	64,707	1,100.2	58.8	4.7	3	1	64.7	1,100.2
04 宮城	2,334,874	7,285.7	320.5		147	7	333.6	1,040.8
0401 仙南	188,777	1,551.4	121.7	8.1	13	0	0.0	0.0
0403 仙台	1,446,707	1,648.5	877.6	62.0	81	5	289.3	329.7
0406 大崎	216,140	1,524.0	141.8	9.3	22	1	216.1	1,524.0
0407 栗原	79,427	804.9	98.7	3.4	5	0	0.0	0.0
0408 登米	88,277	536.4	164.6	3.8	6	0	0.0	0.0
0409 石巻	220,580	723.4	304.9	9.4	13	1	220.6	723.4
0410 気仙沼	94,966	497.1	191.0	4.1	7	0	0.0	0.0
05 秋田	1,130,823	11,591.0	97.6		78	9	125.6	1,287.9
0501 鹿角・大館	125,081	1,800.6	69.5	11.1	11	1	125.1	1,800.6
0502 北秋田	41,875	1,409.4	29.7	3.7	4	0	0.0	0.0
0503 能代・山本	95,845	1,190.9	80.5	8.5	8	1	95.8	1,190.9
0504 秋田周辺	423,895	1,693.7	250.3	37.5	30	3	141.3	564.6
0505 由利本荘・にかほ	117,201	1,449.7	80.8	10.4	8	1	117.2	1,449.7
0506 大仙・仙北	147,554	2,128.1	69.3	13.0	8	1	147.6	2,128.1
0507 横手	103,692	693.6	149.5	9.2	4	1	103.7	693.6
0508 湯沢・雄勝	75,680	1,225.0	61.8	6.7	5	1	75.7	1,225.0
06 山形	1,194,071	9,323.5	128.1		68	6	199.0	1,553.9
0601 村山	568,892	2,619.1	217.2	47.6	34	3	189.6	873.0

0602	最上	88,643	1,803.6	49.1	7.4	5	1	88.6	1,803.6
0603	置賜	232,074	2,495.5	93.0	19.4	14	1	232.1	2,495.5
0604	庄内	304,462	2,405.2	126.6	25.5	15	1	304.5	2,405.2
07	福島	2,075,555	13,782.8	150.6		144	7	296.5	1,969.0
0701	県北	505,875	1,753.4	288.5	24.4	34	1	505.9	1,753.4
0702	県中	555,991	2,406.3	231.1	26.8	34	3	185.3	802.1
0703	県南	152,869	1,233.2	124.0	7.4	13	0	0.0	0.0
0704	会津	272,751	3,079.1	88.6	13.1	18	2	136.4	1,539.5
0705	南会津	32,203	2,341.6	13.8	1.6	1	0	0.0	0.0
0706	相双	201,502	1,737.8	116.0	9.7	16	0	0.0	0.0
0707	いわき	354,364	1,231.3	287.8	17.1	28	1	354.4	1,231.3
08	茨城	2,982,000	5,892.9	506.0		190	8	372.8	736.6
0801	水戸	476,063	904.4	526.4	16.0	42	1	476.1	904.4
0802	日立	280,985	605.8	463.8	9.4	24	1	281.0	605.8
0803	常陸太田・ひたち	380,192	1,280.5	296.9	12.7	25	0	0.0	0.0
0804	鹿行	279,269	673.1	414.9	9.4	14	0	0.0	0.0
0805	土浦	269,530	446.0	604.3	9.0	21	1	269.5	446.0
0806	つくば	305,166	486.7	627.0	10.2	14	2	152.6	243.4
0807	取手・竜ヶ崎	468,671	589.0	795.7	15.7	23	1	468.7	589.0
0808	筑西・下妻	282,571	591.0	478.1	9.5	15	0	0.0	0.0
0809	古河・板東	239,553	316.4	757.1	8.0	12	2	119.8	158.2
09	栃木	2,006,701	6,408.3	313.1		114	6	334.5	1,068.1
0901	県北	391,558	1,863.2	210.2	19.5	22	1	391.6	1,863.2
0902	県西	204,792	1,971.6	103.9	10.2	12	0	0.0	0.0
0903	県東・央	654,022	1,433.8	456.1	32.6	37	3	218.0	477.9
0904	県南	475,236	605.8	784.5	23.7	26	1	475.2	605.8
0905	両毛	281,093	533.9	526.5	14.0	17	1	281.1	533.9
10	群馬	2,012,151	6,363.2	316.2		138	11	182.9	578.5
1001	前橋	341,605	311.6	1,096.3	17.0	21	2	170.8	155.8
1002	高崎・安中	406,128	677.4	599.5	20.2	34	1	406.1	677.4
1003	渋川	119,960	288.9	415.2	6.0	11	1	120.0	288.9
1004	藤岡	99,457	535.0	185.9	4.9	6	1	99.5	535.0
1005	富岡	80,691	488.5	165.2	4.0	5	1	80.7	488.5
1006	吾妻	64,532	1,278.2	50.5	3.2	9	0	0.0	0.0
1007	沼田	93,985	1,765.8	53.2	4.7	7	2	47.0	882.9
1008	伊勢崎	235,787	165.2	1,427.3	11.7	11	1	235.8	165.2
1009	桐生	179,093	482.8	370.9	8.9	14	1	179.1	482.8
1010	太田・館林	390,913	369.8	1,057.1	19.4	20	1	390.9	369.8
11	埼玉	7,067,336	3,797.5	1,861.0		356	12	588.9	316.5
1101	東部	1,154,729	277.0	4,168.7	16.3	52	2	577.4	138.5
1102	中央	2,448,297	475.7	5,146.7	34.6	92	5	489.7	95.1
1103	西部第一	1,638,244	385.9	4,245.3	23.2	101	2	819.1	193.0
1104	西部第二	371,892	399.5	930.9	5.3	24	1	371.9	399.5
1105	比企	219,553	358.6	612.3	3.1	14	0	0.0	0.0
1106	秩父	113,501	892.5	127.2	1.6	9	0	0.0	0.0
1107	児玉	137,042	199.8	685.9	1.9	10	0	0.0	0.0
1108	大里	385,760	361.6	1,066.8	5.5	23	1	385.8	361.6
1109	利根	598,318	446.9	1,338.8	8.5	31	1	598.3	446.9
12	千葉	6,090,799	5,156.5	1,181.2		285	13	468.5	396.7
1201	千葉	917,854	272.1	3,373.2	15.1	46	3	306.0	90.7
1202	東葛南部	1,646,284	253.8	6,486.5	27.0	65	3	548.8	84.6
1203	東葛北部	1,304,477	358.2	3,641.8	21.4	56	2	652.2	179.1
1204	印旛	698,583	691.6	1,010.1	11.5	26	1	698.6	691.6
1205	香取海匝	309,647	716.6	432.1	5.1	22	1	309.6	716.6
1206	山武長生夷隅	466,599	1,161.3	401.8	7.7	23	0	0.0	0.0
1207	安房	141,235	576.9	244.8	2.3	16	1	141.2	576.9
1208	君津	326,163	757.8	430.4	5.4	18	1	326.2	757.8
1209	市原	279,957	368.2	760.3	4.6	13	1	280.0	368.2
13	東京	12,462,196	2,182.9	5,709.0		650	14	890.2	155.9
1301	区中央部	699,429	63.6	10,997.3	5.6	55	4	174.9	15.9
1302	区南部	1,013,556	82.2	12,330.4	8.1	42	1	1,013.6	82.2
1303	区西南部	1,276,269	87.9	14,519.6	10.2	54	1	1,276.3	87.9
1304	区西部	1,105,754	67.9	16,285.0	8.9	45	1	1,105.8	67.9

1305 区西北部	1,760,328	113.9	15,455.0	14.1	95	2	880.2	57.0
1306 区東北部	1,244,426	98.2	12,672.4	10.0	81	0	0.0	0.0
1307 区東部	1,314,121	103.6	12,684.6	10.5	52	1	1,314.1	103.6
1308 西多摩	392,859	572.7	886.0	3.2	30	1	392.9	572.7
1309 南多摩	1,353,636	324.5	4,171.5	10.9	81	1	1,353.6	324.5
1310 北多摩西部	621,821	107.4	5,789.8	5.0	25	0	0.0	0.0
1311 北多摩南部	949,890	95.8	9,915.3	7.6	47	2	474.9	47.9
1312 北多摩北部	701,908	59.4	11,816.6	5.6	42	0	0.0	0.0
1313 島しょ	28,199	405.8	69.5	0.2	1	0	0.0	0.0
14 神奈川	8,798,289	2,415.8	3,641.9		347	12	733.2	201.3
1401 横浜北部	1,454,917	177.1	8,215.2	16.5	51	1	1,454.9	177.1
1402 横浜西部	1,090,053	138.2	7,887.5	12.4	52	2	545.0	69.1
1403 横浜南部	1,040,815	122.1	8,525.7	11.8	33	1	1,040.8	122.1
1404 川崎北部	774,343	78.7	9,834.2	8.8	24	1	774.3	78.7
1405 川崎南部	566,458	64.0	8,856.4	6.4	18	1	566.5	64.0
1406 横須賀・三浦	746,966	207.0	3,609.2	8.5	31	1	747.0	207.0
1407 湘南東部	679,025	118.6	5,723.4	7.7	23	1	679.0	118.6
1408 湘南西部	579,302	253.2	2,287.7	6.6	22	1	579.3	253.2
1409 県央	815,196	292.8	2,784.0	9.3	35	0	0.0	0.0
1410 相模原	691,162	328.8	2,101.8	7.9	35	2	345.6	164.4
1411 県西	360,052	635.3	566.8	4.1	23	1	360.1	635.3
15 新潟	2,413,103	12,583.6	191.8		133	8	301.6	1,573.0
1501 下越	228,130	2,319.7	98.3	9.5	16	1	228.1	2,319.7
1502 新潟	922,613	2,223.6	414.9	38.2	51	3	307.5	741.2
1503 県央	243,790	733.6	332.3	10.1	10	0	0.0	0.0
1504 中越	426,696	1,432.2	297.9	17.7	18	2	213.3	716.1
1505 魚沼	231,445	2,854.1	81.1	9.6	17	0	0.0	0.0
1506 上越	294,310	2,165.1	135.9	12.2	15	2	147.2	1,082.6
1507 佐渡	66,119	855.3	77.3	2.7	6	0	0.0	0.0
16 富山	1,106,340	4,247.4	260.5		112	8	138.3	530.9
1601 新川	131,348	924.6	142.1	11.9	15	2	65.7	462.3
1602 富山	505,256	1,844.0	274.0	45.7	53	3	168.4	614.7
1603 高岡	329,773	490.1	672.9	29.8	27	2	164.9	245.1
1604 砺波	139,963	988.7	141.6	12.7	17	1	140.0	988.7
17 石川	1,167,151	4,185.5	278.9		105	5	233.4	837.1
1701 南加賀	238,579	775.7	307.6	20.4	24	1	238.6	775.7
1702 石川中央	699,168	1,432.1	488.2	59.9	62	4	174.8	358.0
1703 能登中部	145,117	847.6	171.2	12.4	13	0	0.0	0.0
1704 能登北部	84,287	1,130.1	74.6	7.2	6	0	0.0	0.0
18 福井	815,344	4,189.3	194.6		77	5	163.1	837.9
1801 福井・坂井	410,959	957.4	429.2	50.4	40	4	102.7	239.4
1802 奥越	64,646	1,126.0	57.4	7.9	6	0	0.0	0.0
1803 丹南	191,614	1,007.0	190.3	23.5	20	0	0.0	0.0
1804 嶺南	148,125	1,098.9	134.8	18.2	11	1	148.1	1,098.9
19 山梨	871,481	4,460.6	195.4		60	4	217.9	1,115.2
1901 中北	466,948	1,401.2	333.2	53.6	32	2	233.5	700.6
1902 峡東	146,631	755.8	194.0	16.8	14	1	146.6	755.8
1903 峡南	62,591	1,059.5	59.1	7.2	6	0	0.0	0.0
1904 富士・東部	195,311	1,244.1	157.0	22.4	8	1	195.3	1,244.1
20 長野	2,176,806	13,562.2	160.5		138	8	272.1	1,695.3
2001 佐久	213,772	1,571.6	136.0	9.8	14	1	213.8	1,571.6
2002 上小	204,151	905.3	225.5	9.4	18	0	0.0	0.0
2003 諏訪	207,030	715.4	289.4	9.5	13	1	207.0	715.4
2004 上伊那	190,160	1,348.3	141.0	8.7	13	1	190.2	1,348.3
2005 飯伊	172,815	1,929.2	89.6	7.9	10	1	172.8	1,929.2
2006 木曽	32,561	1,546.3	21.1	1.5	1	0	0.0	0.0
2007 松本	427,967	1,869.1	229.0	19.7	27	2	214.0	934.6
2008 大北	64,563	1,109.5	58.2	3.0	2	0	0.0	0.0
2009 長野	564,592	1,558.4	362.3	25.9	37	2	282.3	779.2
2010 北信	99,195	1,009.1	98.3	4.6	3	0	0.0	0.0
21 岐阜	2,095,483	10,621.2	197.3		103	7	299.4	1,517.3
2101 岐阜	803,280	992.5	809.4	38.3	43	3	267.8	330.8
2102 西濃	387,947	1,433.4	270.6	18.5	17	1	387.9	1,433.4

2103	中濃	383,544	2,454.9	156.2	18.3	18	1	383.5	2,454.9
2104	東濃	357,982	1,562.8	229.1	17.1	15	1	358.0	1,562.8
2105	飛騨	162,730	4,177.6	39.0	7.8	10	1	162.7	4,177.6
22	静岡	3,775,400	7,715.0	489.4		186	10	377.5	771.5
2201	賀茂	77,110	584.6	131.9	2.0	10	0	0.0	0.0
2202	熱海伊東	115,745	185.7	623.3	3.1	9	0	0.0	0.0
2203	駿東田方	679,371	1,277.5	531.8	18.0	49	3	226.5	425.8
2204	富士	389,894	634.0	615.0	10.3	19	0	0.0	0.0
2205	静岡	720,354	1,411.8	510.2	19.1	28	2	360.2	705.9
2206	志太樺原	477,676	1,209.5	394.9	12.7	13	1	477.7	1,209.5
2207	中東遠	465,648	832.2	559.5	12.3	20	0	0.0	0.0
2208	西部	849,602	1,579.7	537.8	22.5	38	4	212.4	394.9
23	愛知	7,185,744	5,156.0	1,393.7		342	14	513.3	368.3
2301	名古屋	2,164,640	326.5	6,630.8	30.1	137	7	309.2	46.6
2302	海部津島	331,199	207.5	1,596.0	4.6	11	1	331.2	207.5
2303	尾張中部	156,251	41.9	3,730.9	2.2	5	0	0.0	0.0
2304	尾張東部	439,290	230.3	1,907.6	6.1	19	1	439.3	230.3
2305	尾張西部	513,394	193.2	2,657.2	7.1	20	1	513.4	193.2
2306	尾張北部	717,447	295.9	2,424.5	10.0	25	1	717.4	295.9
2307	知多半島	600,615	384.9	1,560.6	8.4	20	0	0.0	0.0
2308	西三河北部	459,814	950.6	483.7	6.4	20	1	459.8	950.6
2309	西三河南部	1,048,814	806.0	1,301.3	14.6	38	1	1,048.8	806.0
2310	東三河北部	63,695	1,052.3	60.5	0.9	6	0	0.0	0.0
2311	東三河南部	690,585	667.0	1,035.4	9.6	41	1	690.6	667.0
24	三重	1,856,282	5,777.2	321.3		102	5	371.3	1,155.4
2401	北勢	822,301	1,107.3	742.6	44.3	43	1	822.3	1,107.3
2402	中勢伊賀	462,975	1,398.7	331.0	24.9	31	2	231.5	699.4
2403	南勢志摩	485,884	2,279.5	213.2	26.2	23	2	242.9	1,139.8
2404	東紀州	85,122	991.7	85.8	4.6	5	0	0.0	0.0
25	滋賀	1,377,886	4,017.4	343.0		60	5	275.6	803.5
2501	大津	328,173	464.1	707.1	23.8	16	1	328.2	464.1
2502	湖南	302,910	256.6	1,180.7	22.0	14	1	302.9	256.6
2503	甲賀	145,490	552.2	263.5	10.6	7	1	145.5	552.2
2504	東近江	231,219	728.1	317.6	16.8	12	0	0.0	0.0
2505	湖東	151,708	392.2	386.9	11.0	4	1	151.7	392.2
2506	湖北	164,183	931.3	176.3	11.9	4	1	164.2	931.3
2507	湖西	54,203	693.0	78.2	3.9	3	0	0.0	0.0
26	京都	2,558,542	3,732.1	685.6		177	9	284.3	414.7
2601	丹後	111,995	845.0	132.5	4.4	6	0	0.0	0.0
2602	中丹	209,978	1,241.8	169.1	8.2	18	2	105.0	620.9
2603	南丹	146,055	860.7	169.7	5.7	10	0	0.0	0.0
2604	京都・乙訓	1,536,884	257.7	5,963.8	60.1	117	7	219.6	36.8
2605	山城北	440,519	263.4	1,672.4	17.2	23	0	0.0	0.0
2606	山城南	113,111	263.5	429.3	4.4	3	0	0.0	0.0
27	大阪	8,670,302	1,896.8	4,570.9		541	16	541.9	118.6
2701	豊能	999,997	275.5	3,629.9	11.5	48	2	500.0	137.7
2702	三島	736,969	213.5	3,452.2	8.5	39	2	368.5	106.7
2703	北河内	1,182,416	177.4	6,666.0	13.6	60	2	591.2	88.7
2704	中河内	831,092	128.9	6,447.1	9.6	42	1	831.1	128.9
2705	南河内	644,429	289.9	2,222.7	7.4	40	2	322.2	145.0
2706	堺市	833,694	150.0	5,558.3	9.6	44	1	833.7	150.0
2707	泉州	925,162	439.5	2,104.8	10.7	79	1	925.2	439.5
2708	大阪市	2,516,543	222.1	11,330.2	29.0	189	5	503.3	44.4
28	兵庫	5,582,230	8,393.1	665.1		348	14	398.7	599.5
2801	神戸	1,505,111	549.8	2,737.6	27.0	106	3	501.7	183.3
2802	阪神南	1,017,164	648.6	1,568.2	18.2	51	2	508.6	324.3
2803	阪神北	724,603	266.2	2,722.0	13.0	32	1	724.6	266.2
2804	東播磨	721,190	895.6	805.3	12.9	40	1	721.2	895.6
2805	北播磨	290,027	2,065.0	140.4	5.2	22	1	290.0	2,065.0
2806	中播磨	579,929	367.6	1,577.6	10.4	39	2	290.0	183.8
2807	西播磨	282,244	834.9	338.1	5.1	25	1	282.2	834.9
2808	但馬	192,382	1,298.7	148.1	3.4	13	1	192.4	1,298.7
2809	丹波	116,599	870.9	133.9	2.1	8	1	116.6	870.9

2810 淡路	152,981	595.8	256.8	2.7	12	1	153.0	595.8
29 奈良	1,419,626	3,689.0	384.8		77	6	236.6	614.8
2901 奈良	366,814	276.0	1,329.0	25.8	22	2	183.4	138.0
2902 東和	225,073	658.0	342.1	15.9	13	2	112.5	329.0
2903 西和	355,051	209.0	1,698.8	25.0	21	1	355.1	209.0
2904 中和	384,078	200.0	1,920.4	27.1	15	1	384.1	200.0
2905 南和	88,610	2,346.0	37.8	6.2	6	0	0.0	0.0
30 和歌山	1,045,973	4,726.0	221.3		92	6	174.3	787.7
3001 和歌山	452,191	438.5	1,031.2	43.2	49	2	226.1	219.3
3002 那賀	120,935	267.1	452.8	11.6	8	1	120.9	267.1
3003 橋本	98,057	463.3	211.6	9.4	7	1	98.1	463.3
3004 有田	83,426	474.9	175.7	8.0	6	0	0.0	0.0
3005 御坊	70,441	578.9	121.7	6.7	4	0	0.0	0.0
3006 田辺	142,406	1,376.1	103.5	13.6	9	2	71.2	688.1
3007 新宮	78,517	1,127.2	69.7	7.5	9	0	0.0	0.0
31 鳥 取	602,411	3,507.3	171.8		45	5	120.5	701.5
3101 東部	243,505	1,518.7	160.3	40.4	14	2	121.8	759.4
3102 中部	112,996	780.6	144.8	18.8	11	1	113.0	780.6
3103 西部	245,910	1,208.0	203.6	40.8	20	2	123.0	604.0
32 島 根	733,123	6,707.5	109.3		56	6	122.2	1,117.9
3201 松江	251,400	993.8	253.0	34.3	17	2	125.7	496.9
3202 雲南	65,934	1,164.3	56.6	9.0	5	0	0.0	0.0
3203 出雲	174,267	624.1	279.2	23.8	11	2	87.1	312.1
3204 大田	62,878	1,244.6	50.5	8.6	5	0	0.0	0.0
3205 浜田	87,595	958.0	91.4	11.9	11	1	87.6	958.0
3206 益田	68,148	1,376.5	49.5	9.3	5	1	68.1	1,376.5
3207 隠岐	22,901	346.2	66.1	3.1	2	0	0.0	0.0
33 岡 山	1,948,250	7,113.2	273.9		176	7	278.3	1,016.2
3301 県南東部	907,292	1,906.8	475.8	46.6	83	4	226.8	476.7
3302 県南西部	718,117	1,123.0	639.5	36.9	58	2	359.1	561.5
3303 高梁・新見	71,213	1,340.3	53.1	3.7	9	0	0.0	0.0
3304 真庭	53,356	895.5	59.6	2.7	8	0	0.0	0.0
3305 津山・英田	198,272	1,847.6	107.3	10.2	18	1	198.3	1,847.6
34 広 島	2,864,167	8,479.1	337.8		256	10	286.4	847.9
3401 広島	1,329,283	2,505.0	530.7	46.4	103	4	332.3	626.3
3402 広島西	147,146	567.9	259.1	5.1	13	1	147.1	567.9
3403 呉	276,669	454.7	608.5	9.7	31	1	276.7	454.7
3404 広島中央	216,797	796.9	272.1	7.6	20	1	216.8	796.9
3405 尾三	272,292	1,034.2	263.3	9.5	26	1	272.3	1,034.2
3406 福山・府中	520,654	1,095.6	475.2	18.2	52	1	520.7	1,095.6
3407 備北	101,326	2,024.8	50.0	3.5	11	1	101.3	2,024.8
35 山 口	1,479,840	6,113.9	242.0		149	7	211.4	873.4
3501 岩国	155,340	884.3	175.7	10.5	17	1	155.3	884.3
3502 柳井	90,531	397.7	227.6	6.1	10	1	90.5	397.7
3503 周南	262,883	837.6	313.8	17.8	22	1	262.9	837.6
3504 山口・防府	313,572	1,211.9	258.7	21.2	29	2	156.8	606.0
3505 宇部・小野田	270,221	893.4	302.5	18.3	28	1	270.2	893.4
3506 下関	285,758	716.1	399.0	19.3	30	1	285.8	716.1
3507 長門	40,421	357.9	112.9	2.7	6	0	0.0	0.0
3508 萩	61,114	814.9	75.0	4.1	7	0	0.0	0.0
36 徳 島	805,951	4,146.6	194.4		119	3	268.7	1,382.2
3601 東部I	457,262	681.2	671.3	56.7	70	2	228.6	340.6
3602 東部II	87,943	335.2	262.4	10.9	8	0	0.0	0.0
3603 南部I	140,314	1,199.0	117.0	17.4	16	1	140.3	1,199.0
3604 南部II	25,502	525.0	48.6	3.2	5	0	0.0	0.0
3605 西部I	45,780	562.2	81.4	5.7	11	0	0.0	0.0
3606 西部II	49,150	844.0	58.2	6.1	9	0	0.0	0.0
37 香 川	1,019,333	1,876.4	543.2		96	5	203.9	375.3
3701 大川	91,149	312.2	292.0	8.9	5	0	0.0	0.0
3702 小豆	33,628	170.0	197.8	3.3	4	0	0.0	0.0
3703 高松	454,951	465.1	978.2	44.6	42	3	151.7	155.0
3704 中讃	302,725	589.0	514.0	29.7	31	1	302.7	589.0
3705 三豊	136,880	340.1	402.5	13.4	14	1	136.9	340.1

38 愛媛	1,471,510	5,677.7	259.2		137	7	210.2	811.1
3801 宇摩	94,065	420.3	223.8	6.4	9	0	0.0	0.0
3802 新居浜・西条	241,304	743.4	324.6	16.4	21	1	241.3	743.4
3803 今治	182,124	450.3	404.5	12.4	29	1	182.1	450.3
3804 松山	653,696	1,540.5	424.3	44.4	49	4	163.4	385.1
3805 八幡浜・大洲	167,594	1,473.9	113.7	11.4	17	0	0.0	0.0
3806 宇和島	132,727	1,049.5	126.5	9.0	12	1	132.7	1,049.5
39 高知	784,038	7,105.0	110.4		138	3	261.3	2,368.3
3901 安芸	58,247	1,128.9	51.6	7.4	8	0	0.0	0.0
3902 中央	560,495	3,008.8	186.3	71.5	102	3	186.8	1,002.9
3903 高幡	65,395	1,405.4	46.5	8.3	8	0	0.0	0.0
3904 幡多	99,901	1,561.9	64.0	12.7	20	0	0.0	0.0
40 福岡	5,030,918	4,977.0	1,010.8		469	15	335.4	331.8
4001 福岡・糸島	1,475,819	557.2	2,648.5	29.3	125	5	295.2	111.4
4002 粕屋	266,764	206.7	1,290.5	5.3	26	1	266.8	206.7
4003 宗像	150,640	172.4	874.0	10.2	14	0	0.0	0.0
4004 筑紫	418,674	233.4	1,793.9	8.3	28	0	0.0	0.0
4005 朝倉	91,529	365.8	250.2	1.8	9	0	0.0	0.0
4006 久留米	465,368	467.8	994.9	9.3	49	2	232.7	233.9
4007 八女・筑後	140,930	562.3	250.6	2.8	13	1	140.9	562.3
4008 有明	246,449	263.6	935.0	4.9	34	1	246.4	263.6
4009 飯塚	192,864	369.4	522.1	3.8	22	1	192.9	369.4
4010 直方・鞍手	117,587	251.5	467.5	2.3	12	0	0.0	0.0
4011 田川	142,482	363.7	391.8	2.8	16	1	142.5	363.7
4012 北九州	1,127,886	597.0	1,889.4	22.4	104	3	376.0	199.0
4013 京築	193,926	566.3	342.4	3.9	17	0	0.0	0.0
41 佐賀	863,738	2,439.6	354.1		110	4	215.9	609.9
4101 中部	356,259	793.2	449.2	41.2	39	2	178.1	396.6
4102 東部	120,549	158.5	760.4	14.0	14	0	0.0	0.0
4103 北部	139,135	523.5	265.8	16.1	18	1	139.1	523.5
4104 西部	80,323	320.8	250.4	9.3	13	0	0.0	0.0
4105 南部	167,472	643.7	260.2	19.4	26	1	167.5	643.7
42 長崎	1,469,197	4,092.6	359.0		165	6	244.9	682.1
4201 長崎	554,102	697.3	794.6	37.7	59	3	184.7	232.4
4202 佐世保	256,793	248.3	1,034.2	17.5	24	1	256.8	248.3
4203 県央	273,937	605.9	452.1	18.6	31	1	273.9	605.9
4204 県南	154,419	459.3	336.2	10.5	17	1	154.4	459.3
4205 県北	89,629	549.0	163.3	6.1	16	0	0.0	0.0
4206 五島	44,167	420.4	105.1	3.0	5	0	0.0	0.0
4207 上五島	27,456	265.5	103.4	1.9	3	0	0.0	0.0
4208 壱岐	31,482	138.4	227.5	2.1	7	0	0.0	0.0
4209 対馬	37,212	708.5	52.5	2.5	3	0	0.0	0.0
43 熊本	1,844,634	7,405.7	249.1		220	8	230.6	925.7
4301 熊本	662,836	286.8	2,311.0	35.9	90	5	132.6	57.4
4302 宇城	142,583	443.7	321.4	7.7	16	0	0.0	0.0
4303 有明	174,164	421.3	413.4	9.4	12	1	174.2	421.3
4304 鹿本	89,556	365.5	245.0	4.9	10	0	0.0	0.0
4305 菊池	171,254	466.5	367.1	9.3	16	0	0.0	0.0
4306 阿蘇	70,891	1,079.3	65.7	3.8	6	0	0.0	0.0
4307 上益城	90,984	784.0	116.0	4.9	13	0	0.0	0.0
4308 八代	149,660	713.9	209.6	8.1	14	1	149.7	713.9
4309 芦北	54,942	430.7	127.6	3.0	11	0	0.0	0.0
4310 球磨	99,834	1,537.7	64.9	5.4	13	1	99.8	1,537.7
4311 天草	137,930	876.4	157.4	7.5	19	0	0.0	0.0
44 大分	1,215,388	6,339.2	191.7		164	5	243.1	1,267.8
4401 東部	220,460	803.0	274.5	18.1	37	1	220.5	803.0
4403 中部	569,002	1,190.8	477.8	46.8	64	3	189.7	396.9
4405 南部	81,709	903.4	90.4	6.7	9	0	0.0	0.0
4406 豊肥	68,313	1,081.0	63.2	5.6	9	0	0.0	0.0
4408 西部	103,298	1,224.0	84.4	8.5	21	1	103.3	1,224.0
4409 北部	172,606	1,136.8	151.8	14.2	24	0	0.0	0.0
45 宮崎	1,148,414	7,735.0	148.5		145	5	229.7	1,547.0
県央がん医療圏(4501)	536,089	2,025.0	264.7	46.7	53	2	268.0	1,012.5

県西がん医療圏(4502)	81,994	831.0	98.7	7.1	12	1	82.0	831.0
県北がん医療圏(4503)	252,514	3,184.0	79.3	22.0	34	1	252.5	3,184.0
県南がん医療圏(4504)	277,817	1,695.0	163.9	24.2	46	1	277.8	1,695.0
46 鹿児島	1,739,075	9,188.8	189.3		266	7	248.4	1,312.7
4601 鹿児島	686,662	1,044.9	657.2	39.5	115	2	343.3	522.5
4603 南薩	153,103	865.2	177.0	8.8	33	1	153.1	865.2
4605 川薩	126,993	986.9	128.7	7.3	19	1	127.0	986.9
4606 出水	93,851	580.6	161.6	5.4	9	0	0.0	0.0
4607 姶良・伊佐	245,639	1,371.7	179.1	14.1	34	1	245.6	1,371.7
4609 曾於	92,742	781.2	118.7	5.3	10	0	0.0	0.0
4610 肝属	169,620	1,323.0	128.2	9.8	25	1	169.6	1,323.0
4611 熊毛	46,685	995.0	46.9	2.7	5	0	0.0	0.0
4612 奄美	123,780	1,240.3	99.8	7.1	16	1	123.8	1,240.3
47 沖縄	1,391,215	2,275.7	611.3		94	4	347.8	568.9
4701 北部	102,340	704.5	145.3	7.4	9	1	102.3	704.5
4702 中部	479,286	365.8	1,310.3	34.5	29	1	479.3	365.8
4703 南部	699,660	387.1	1,807.7	50.3	49	2	349.8	193.5
4704 宮古	56,519	226.5	249.6	4.1	4	0	0.0	0.0
4705 八重山	53,410	592.0	90.2	3.8	3	0	0.0	0.0

※ 2次医療圏人口は、平成20年3月31日現在の住民基本台帳の市区町村別人口(総務省統計局)を、2次医療圏(平成20年10月1日現在)ごとに集計して作成したもの(厚生労働省大臣官房統計情報部保健統計室資料より引用)

※ 2次医療圏面積は、平成21年10月末に都道府県から厚生労働省に提出されたがん診療連携拠点病院の報告書より引用

※ 「人口密度」欄は、各医療圏ごとに、人口/面積(km²)(小数点以下第2位四捨五入)により算出

※ 「人口割合」欄は、県全体の人口に対する圏域ごとの割合を示す

※ 「病院数」欄は、拠点病院以外の病院数(診療所は除く。)を示す

医療上の必要性が高いとされた品目に係る 専門作業班（WG）の検討状況

目 次

代謝、その他 WG	1	循環器 WG	7
<代謝性疾患用薬分野>		<循環器器官用薬分野>	
本邦における未承認薬	2	本邦における未承認薬	8
		本邦における適応外薬	8
<その他分野（消化器官用薬、解毒剤、その他）>		<生殖器官用薬分野>	
本邦における未承認薬	3	本邦における適応外薬	13
本邦における適応外薬	4	<体内診断用薬分野>	
		本邦における未承認薬	15
		本邦における適応外薬	15

目 次（つづき）

精神・神経 WG	17	抗がん WG	27
＜精神・神経用薬分野＞		＜抗がん剤分野＞	
本邦における未承認薬	18	本邦における未承認薬	28
本邦における適応外薬	19	本邦における適応外薬	29
抗菌・抗炎症 WG	21	生物 WG	31
＜抗菌薬分野＞		＜血液製剤分野＞	
本邦における未承認薬	22	本邦における未承認薬	32
本邦における適応外薬	22	本邦における適応外薬	32
＜抗炎症薬・呼吸器管用薬分野＞		＜ワクチン分野＞	
本邦における適応外薬	24	本邦における未承認薬	33
		小児 WG	35
		本邦における未承認薬	36
		本邦における適応外薬	37

注）今回、新たに報告する箇所は、網掛けで示した。

抗がん WG

＜抗がん剤分野＞

本邦における未承認薬.....	28
本邦における適応外薬.....	29

5. 抗がんWG
○抗がん剤分野

本邦における未承認薬

要望 番号	要望者名	一般名	販売名	会社名	要望内容(効能効果等の概略)	小児分野 に関係	開発要請に対する企業見解 (概略)注	特記事項等
15	日本臨床腫瘍学会 特定非営利活動法人血液情報 広場・つばさ 個人	アザチジン	ビダーザ注射用	日本新薬	骨髄異形成症候群		承認申請中	
26	個人 慢性骨髄増殖性疾患患者・家 族会	アナグレリド	Xagrid(欧州) Agrylin(米国)	シャイアー ファーマ シューティカルズ ア イルランド リミテッド	本態性血小板血症の治療		治験開始前(平成22年中に治験着 手予定)	要望内容に関連する治験相談を実施済みであり、 かつ、規制当局との合意事項に基づき開発中。
104	日本脳腫瘍学会	Carmustine	Gliadel Wafer(米国) Gliadel Implant(欧州)	ノーベルファーマ	悪性神経膠腫		治験実施中	要望内容に関連する治験相談を実施済みであり、 かつ、規制当局との合意事項に基づき開発中。
157	個人	Streptozocin	Zanosar	ノーベルファーマ	転移を有する悪性内分泌腫瘍・神経内分泌 腫瘍・カルチノイド腫瘍		米国及び仏国で承認されており多 くの使用実績があること、国際的に 使用されている教科書・成書、総 説及びガイドラインに記載があり、 エビデンスレベルの高い雑誌にも 掲載されていること、国内で個人 輸入による使用経験の臨床報告 があること等を勘案し、本剤を中心 とした多剤併用療法の臨床的位置 付けは医学薬学上公知であると考え ており、公知申請することは妥当 と考えた。	当該医薬品は「新有効成分含有医薬品」に該当 し、承認申請において日本人における当該医薬品 の有効性及び安全性をより慎重に評価する必要 があり、その際に日本人を対象とした臨床試験成 績は重要である。 日本人患者における情報は、個人輸入での使用 経験に限られており、当該情報から日本人患者に おける本剤の安全性及び有効性について、評価 することは困難と考える。少なくとも、本邦にお ける製造販売後に注意・着目すべき安全性に関す る情報を承認申請前に得ておく必要があり、小規模 でも日本人患者を対象とした臨床試験の実施は 必要と考える。なお、具体的な試験の実施方法等 については、機構と治験相談を実施することを推 奨する。
171	日本呼吸器内視鏡学会 社団法人日本呼吸器学会 日本臨床腫瘍学会	タルク	STERITALC	ノーベルファーマ	悪性胸水の再貯留抑制		治験実施中	要望内容に関連する治験相談を実施済みであり、 かつ、規制当局との合意事項に基づき開発中。
182	個人	Denileukin diftitox	ONTAK(米国)	TSD Japan	悪性細胞がインターロイキン2(IL-2)受容体 の構成要素CD25を発現している(CD25+)、 持続性もしくは再発性の皮膚T細胞リンパ腫 (CTCL)の治療		治験開始前	治験相談利用予定あり(2010年11月頃)。 企業見解によると、CTCLの患者数が少ないことや グローバルでの開発計画方針等から、まずCTCL とは異なる疾患を対象として開発計画が開始され る予定である。企業は、CTCLに対する開発の促 進を考慮して開発計画の再考をすべきであり、機 構との治験相談において、CTCLを対象とした開発 計画について議論することを推奨する。 なお、本薬については、企業見解において以下の 状況が説明されている。 ・米国で承認条件とされた原薬の純度改善につ いて、改善目処がついたため、新製剤への切替えに 関する協議をFDAと実施した後に本邦での開発を 開始すると説明されている。したがって、本邦で の開発着手が遅れる可能性があること ・欧州では、製剤の品質の観点、臨床試験成績の 評価について、否定的な見解が示された。このこ とから、申請を取下げた経緯があること
266	個人	フルベストラント	フェソロデックス筋注 用	アストラゼネカ	閉経後進行・再発乳癌		承認申請中	

要望番号	要望者名	一般名	販売名	会社名	要望内容(効能効果等の概略)	小児分野 に関係	開発要請に対する企業見解 (概略)注	特記事項等
291	特定非営利活動法人グループ・ネクサス	ポリノスタット	ゾリンザカプセル	万有製薬	皮膚T細胞性リンパ腫		承認申請中	
359.3	日本皮膚悪性腫瘍学会 日本臨床腫瘍学会 個人	アルデスロイキン	Proleukin(米国)	国内関連企業なし	悪性黒色腫			当該医薬品は、開発企業を募集する医薬品である。

注)専門作業班(WG)にて、提出された企業見解より適宜抜粋した。

本邦における適応外薬

要望番号	要望者名	一般名	販売名	会社名	要望内容(効能効果等の概略)	小児分野 に関係	開発要請に対する企業見解 (概略)注	特記事項等
53	日本皮膚悪性腫瘍学会 日本臨床腫瘍学会 個人	インターフェロン アル ファ-2b	イントロンA注射用	シェリング・プラウ	悪性黒色腫		悪性黒色腫患者に対する本剤の 用法・用量(導入2000万IU/m ² 静 脈内投与、維持1000万IU/m ² 皮下 投与)は、本邦の最大承認用量 (1000万国際単位筋肉内投与)よ りも高く、かつ投与経路も異なる。 日本人悪性黒色腫患者への投与 経験、静脈内投与の経験、2000万 IU/m ² の投与経験はないが、①本 邦においてハイリスクの悪性黒色 腫患者は少なく、有効性の評価を 目的とした試験の実施は困難と考 えること、②海外で健康成人を対 象に実施した筋肉内、皮下、静脈 内の3つの投与経路を比較した薬 物動態試験で投与経路による安全 性プロファイルに差異はないと考 えられること、③国内外の薬物動態 に著しい差異はないと考えられる こと、④国内第Ⅰ相試験において 2000万IU/m ² に近いと思われる用 量が継続投与可能な最大用量と 推定されていること、⑤海外第Ⅲ 相試験で導入期と維持期で安全性 プロファイルに差異はないと考えら れることから、日本人において新た に臨床試験を実施することなく、海 外臨床試験成績を利用して公知申 請することは妥当と考えた。	日本人患者において静脈内投与が行われた経験 はなく、かつ静脈内投与での投与量は既承認用 量を大きく上回る。また、企業見解によると、投与 経路間での安全性プロファイルに大きな差異はな いと説明されているが、当該検討がなされた健康 成人と患者では薬物動態プロファイルが大きく 異なることの説明も企業見解ではなされている。そ のため、提出された情報から、日本人患者に高用 量で静脈内投与した際の安全性担保を評価する ことは難しいと考える。少なくとも、本邦における製 造販売後に注意・着目すべき安全性に関する情 報を承認申請前には得ておく必要があり、小規模 でも日本人患者を対象とした臨床試験の実施は 必要と考える。なお、製造販売後も含めた長期投 与時の安全性情報に関する情報収集の方法や、 具体的な試験の実施方法等については、機構と 治験相談を実施することを推奨する。
76	特定非営利活動法人バンキヤ ンジャパン	エルロチニブ	タルセバ錠	中外製薬	肺臓がん		承認申請中	
95	日本胃癌学会	カベシタピン	ゼローダ錠	中外製薬	治癒切除不能な進行・再発の胃癌		公知申請を希望する。	8月3日第4回検討会議にて、公知申請の該当性に 係る報告書を取りまとめ済み。承認申請中。
122	日本臨床腫瘍学会 卵巣がん体験者の会スマイ リー	ジェムシタピン	ジェムザール注射用	日本イーライリリー	がん化学療法後に増悪した卵巣癌		公知申請を希望する。	8月3日第4回検討会議にて、公知申請の該当性に 係る報告書を取りまとめ済み。承認申請中。

要望 番号	要望者名	一般名	販売名	会社名	要望内容(効能効果等の概略)	小児分野 に関係	開発要請に対する企業見解 (概略)注	特記事項等
159	日本臨床腫瘍学会 日本口腔外科学会 社団法人日本耳鼻咽喉科学会	セツキシマブ	アービタックス注射液	メルクセローノ	頭頸部扁平上皮癌		治験実施中	要望内容に関連する治験相談を実施済みであり、かつ、規制当局との合意事項に基づき開発中。 企業見解によると、承認申請時には、化学療法剤との併用療法に関する国内第Ⅱ相試験について、2010年10月末時点で組み入れられた症例の情報を集約した資料を含める予定である、とされている。しかし、当該試験の情報では、承認申請時点において、日本人での有効性及び安全性の説明ができるか不明であり、申請前に機構との治験相談を実施し、スムーズな審査が可能となるような対応をとる必要があると思われる。
189	日本骨髄腫患者の会	ドキソルビン塩酸塩 リポソーム注射剤	ドキシル注	ヤンセン ファーマ	多発性骨髄腫		治験開始前	治験相談利用予定あり(2010年9月頃) 企業見解によると、ドキシルとボルテソミブの併用における日本人患者での忍容性を確認する目的の第Ⅰ相試験を実施予定とのことである。詳細内容は不明なため、治験相談にて十分に議論する必要があると考えるが、方針として大きな問題はないと思われる。ただし、要望の効能・効果にて欧米では2007年に承認されている一方で、国内開発が2010年時点で未着手である原因は明確にすることが望ましい。
190	日本臨床腫瘍学会	ドセタキセル	タキソテル点滴静注用	サノフィ・アベンティス	局所進行頭頸部扁平上皮癌、乳癌における1回投与量75mg/m ² への増量		承認申請中	
212	日本臨床腫瘍学会 卵巣がん体験者の会スマイリー 日本産婦人科学会、日本婦人科腫瘍学会	ノギテカン	ハイカムチン注射用	日本化薬	がん化学療法後に増悪した卵巣癌		公知申請を希望する。	8月3日第4回検討会議にて、公知申請の該当性に係る報告書を取りまとめた済み。承認申請中。
278	有限責任中間法人日本乳癌学会 あけぼの神奈川 オリーブの会 個人	ペバシズマブ	アバステン点滴静注用	中外製薬	乳癌		承認申請中	
292	特定非営利活動法人グループ・ネクサス	ボルテソミブ	ベルケイド注射用	ヤンセン ファーマ	マントル細胞リンパ腫(MCL)		治験実施中	要望内容に関連する治験相談を実施済みであり、かつ、規制当局との合意事項に基づき開発中。 企業見解によると、米国では第Ⅱ相試験の結果を以て「前治療回数を1回以上有するMCL」の効能・効果にて承認されている。一方、欧州では第Ⅱ相試験での主要評価項目である無増悪期間等の妥当性が指摘され、現時点で申請に至っていない状況である。企業は、初発のMCLを対象として国際共同第Ⅲ相試験が実施中であり、当該結果に基づき、日米欧での申請を予定していると説明している。
350	個人	レナリドミド	レブラミドカプセル	セルジーン	5q欠損染色体異常を伴う低または中等度リスク骨髄異形成症候群		2010年8月20日承認済み	

注)専門作業班(WG)にて、提出された企業見解より適宜抜粋した。

医療保険における革新的な医療技術の取扱い に関する考え方について（その4）

これまでの議論を踏まえ、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議に即した先進医療制度の運用や、手続き等の見直しについて、以下のような具体案を検討してはどうか。

1. 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議を経たものに係る先進医療制度の運用の見直し

医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議において医療上の必要性が高いとされた医薬品については、開発要請を受けた企業により治験が着手され、又は薬事承認に係る公知申請がされることとなる。これに係り、結果として開発企業が長期間見つからない場合等、開発企業による治験の実施が確実でない段階においては、当該医薬品を用いた技術について以下のような先進医療制度の運用の見直しを行い、当該制度を活用することとしてはどうか。

(1) 医療上の必要性が高いとされた未承認薬等を使用する技術について、海外での実績から一定の安全性、有効性を確認した上で、当該段階において先進医療の対象技術とすることとする。

(2) 当該対象技術の成熟度や安全性等に応じて、当該技術を先進医療として実施することができる施設の要件に基づく実施機関群を定めることとする。

例えば、一定の要件を満たす特定機能病院等とすること等によって、安全性や質を確保することとする。

【実施可能な機関群が満たすべき必要条件の例】

例1) 特定機能病院・・・医療法に基づき、高度の医療を提供する能力を有すること、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること等の要件を満たし厚生労働大臣の承認を得た病院（83力所）

例2) 都道府県がん診療連携拠点病院・・・都道府県が推薦した医療機関について第三者によって構成される検討会を踏まえて厚生労働大臣が指定した病院。当該都道府県におけるがん診療の質の向上及びがん診療の連携協力体制の構築に関し中心的な役割を担うものとして、原則として各都道府県に1力所整備される。（51力所）

(3) 当該機関群に該当する保険医療機関が、対象技術を先進医療として実施しようとする場合には、厚生労働大臣に申請を行い、実施計画書の審査を経て、個別に認めることとする。

適応外薬に係るものは、当該審査をがん治療について高度な知見を有し、技術の有効性の評価や参加医療機関に対する実施段階における監査等を行うことがで

きる外部組織において行い、その結果に基づき実施機関を認める。

【外部組織の例】

例) 日本臨床腫瘍研究グループ(JCOG)

国立がん研究センターがん研究開発費指定研究班を中心とする共同研究グループで、国立がん研究センターがん対策情報センター多施設臨床試験・診療支援部が研究を直接支援する研究班の集合体。所属機関の監査等を実施している。

- (4) 当該枠組みで実施した先進医療における実績により薬事承認審査の一定程度の効率化を図るため、PMDAの相談制度を活用するなど当該先進医療の質を確保することとする。

2. 先進医療制度の手続き等の見直しについて

現行の先進医療制度について、効率化等を図る観点から以下のような運用や手続きを見直しはどうか。

- (1) 技術の有効性、安全性等の審査及び当該技術の効率性、社会的妥当性、将来の保険導入の必要性等の審査について、より重点化、効率化を図るため、現行の先進医療専門家会議及び高度医療評価会議を整理し、改組する。
- (2) 現在、先進医療の対象技術の申請においては、国内において数例の実績があることが求められているが、これを満たさない場合においても、申請された個別の技術と申請機関に鑑みて、一定の安全性、有効性等が担保される場合や、技術の将来的な有効性や安全性が一定程度期待できる場合には、当該技術の特性に応じて、一定の特定機能病院や高度な臨床研究機能を有する機関等の一定の機関について、これに係る先進医療の実施を認める。

【実施可能な機関の例】

例1) 特定機能病院・・・医療法に基づき、高度の医療を提供する能力を有すること、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること等の要件を満たし厚生労働大臣の承認を得た病院(83カ所)

例2) 高度な臨床研究支援体制、適切な安全管理体制、信頼性を保証できる監査体制等を有し、特定分野における臨床研究の中核的な役割を担う病院(数カ所程度)

- (3) 特に、現行の第2項先進医療については、診療報酬改定に合わせて当該技術の評価を行っているところであるが、実施計画書において実施期間を明記するなどとし、診療報酬改定における評価に加えて、当該期間の終了時における的確な評価を行うこととする。

「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」

1 対象品目

○ 次の要件の全てを満たす新薬

- イ 当該既収載品に係る後発品が薬価収載されていないもの（薬価収載の日から15年を経過した後の最初の薬価改定を経ていないものに限る）
- ロ 当該既収載品の市場実勢価格の薬価に対する乖離率が、全ての既収載品の平均乖離率を超えないもの

○ なお、以下のものを除く。

- イ 「配合剤（補正加算の対象とならないものに限る。）」※に相当する既収載品であって、薬価収載の日から15年を経過した既収載品の有効成分又は後発品が薬価収載されている既収載品の有効成分を含有するもの

※ いわゆる「0.8掛け」の配合剤

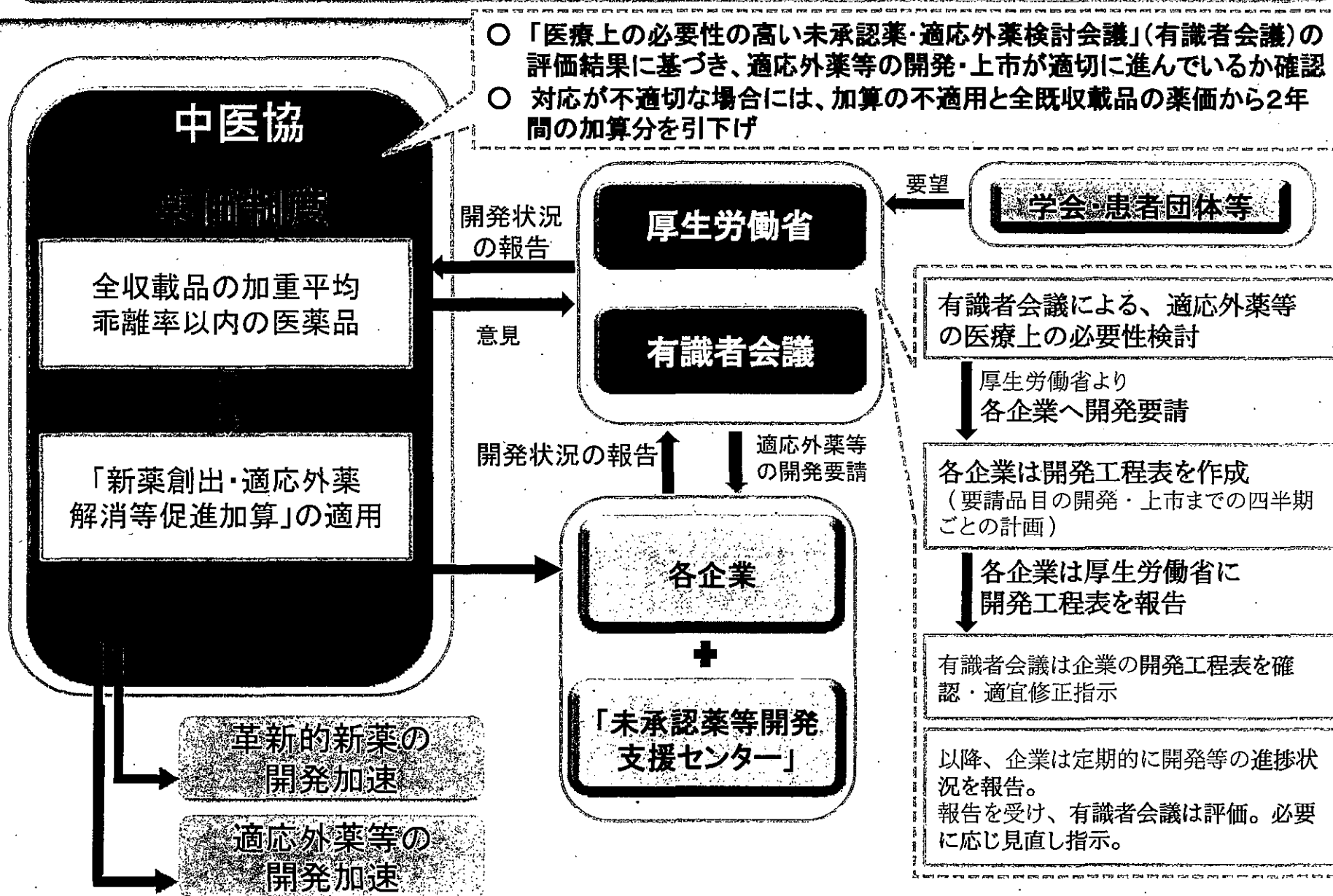
- ロ 市場拡大再算定その他の再算定の対象品目

2 算式（加算額）

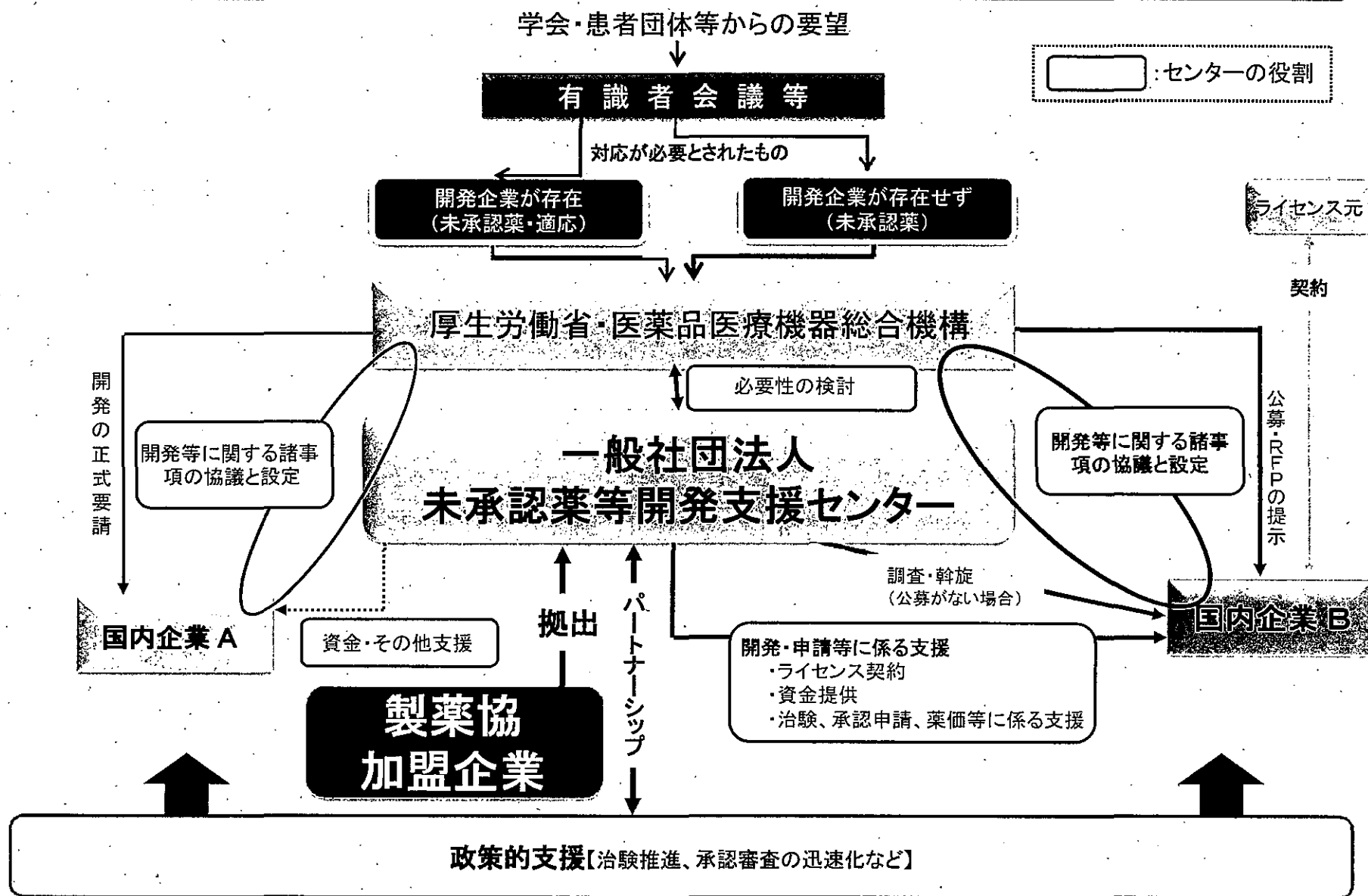
$$\left(\begin{array}{l} \text{市場実勢価格に基づ} \\ \text{いて算定される額} \end{array} \right) \times \underbrace{\left(\text{全ての既収載品の平均乖離率} - 2/100 \right)}_{5.10\%} \times 80/100$$

ただし、薬価改定前の薬価を超えない。

今回の制度導入による適応外薬等の開発促進スキーム

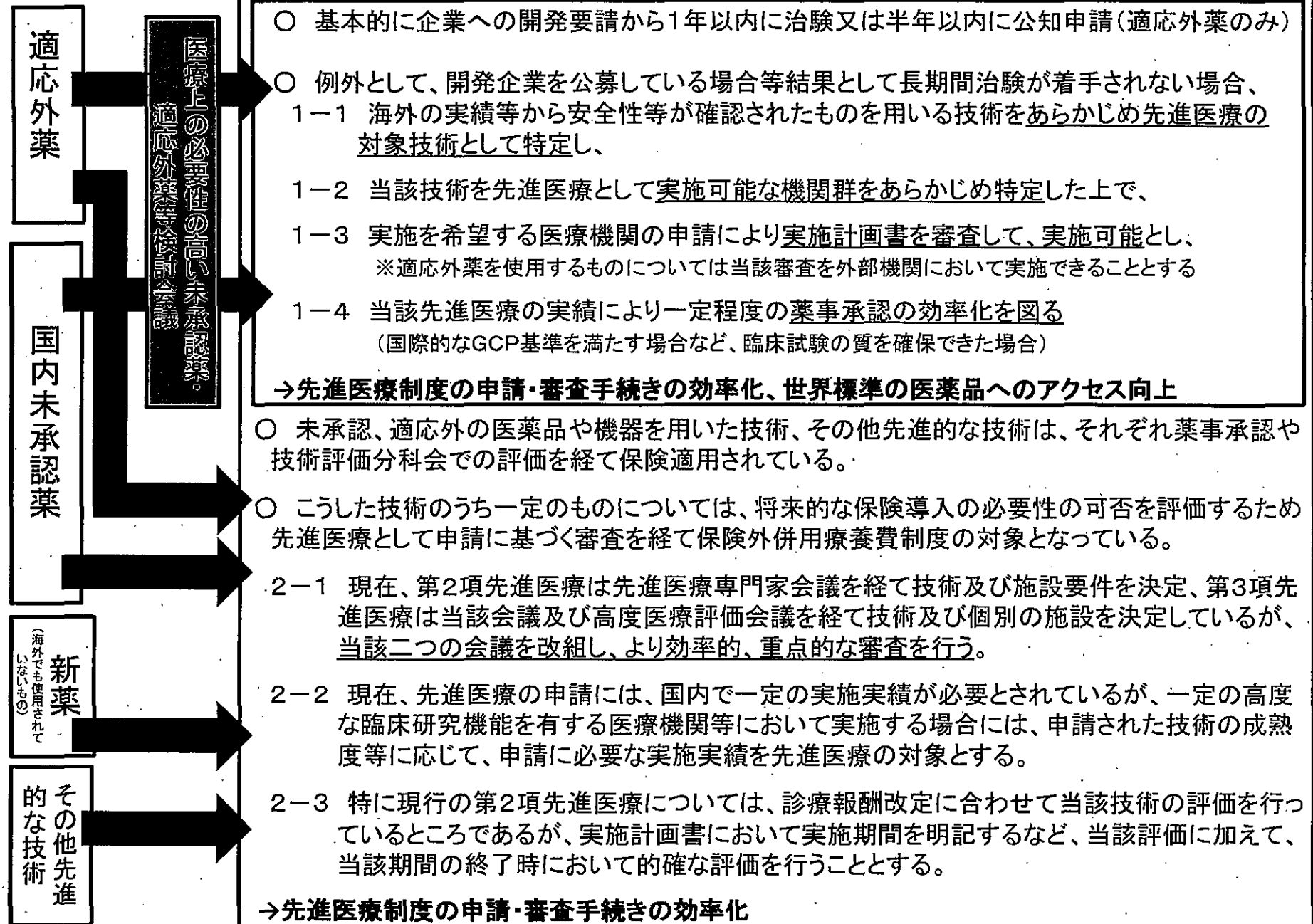


未承認薬等開発支援センターによる対応スキームの概要

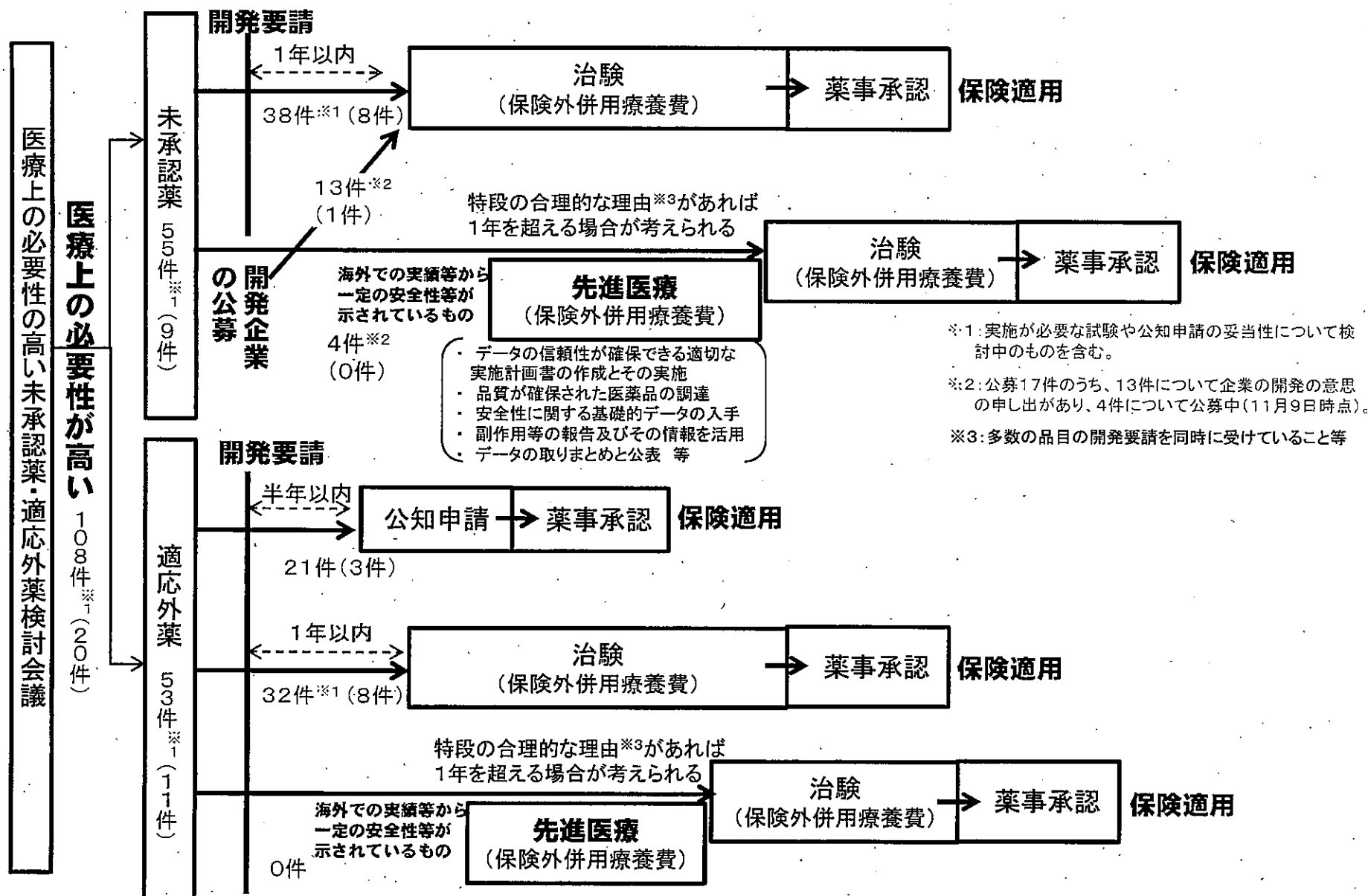


出所: 中央社会保険医療協議会薬価専門部会資料

先進医療制度の運用の見直し(案)



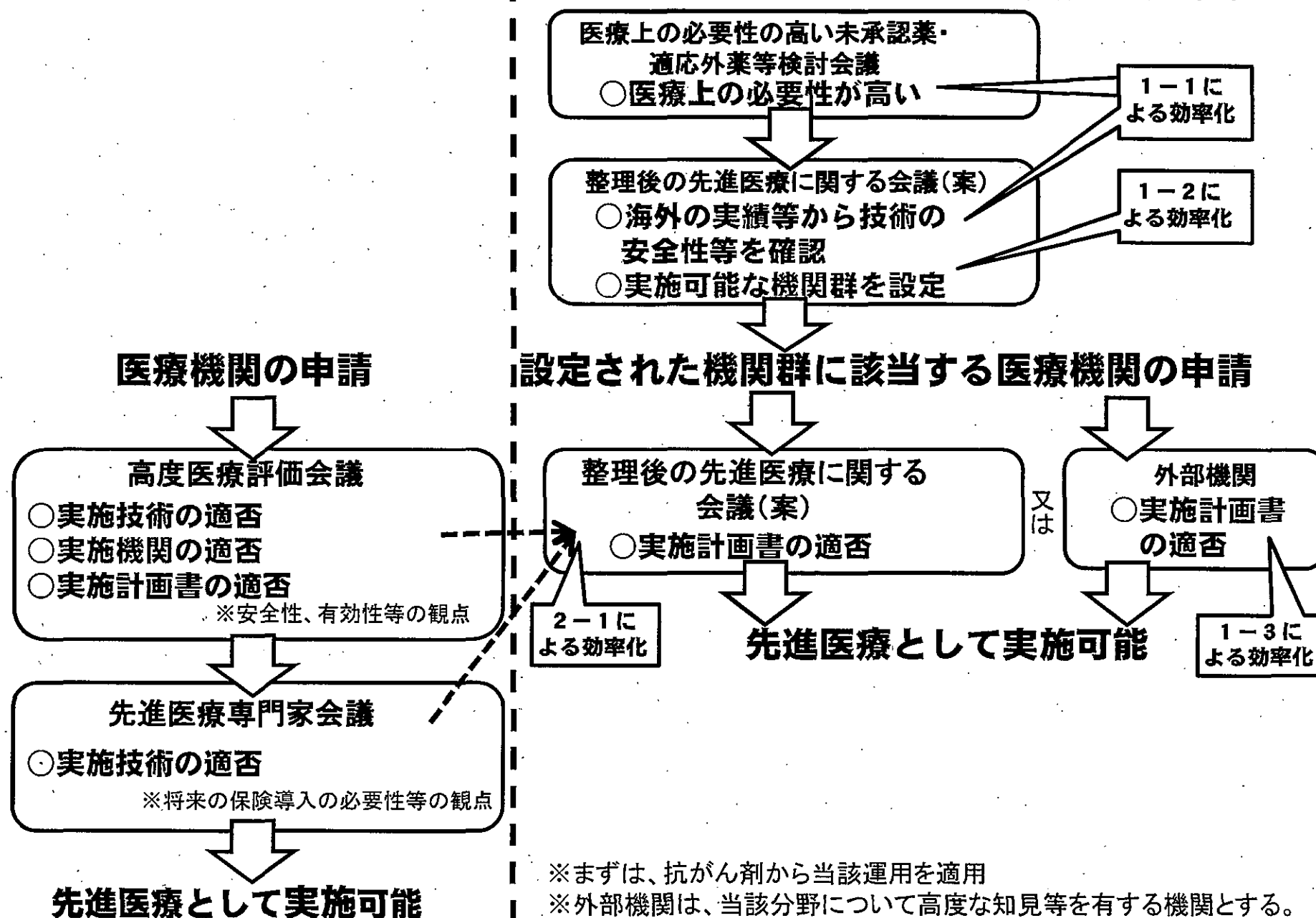
未承認薬等検討会議において医療上の必要性が高いとされたものに係る先進医療の活用のイメージ



数字は、検討会議に要望として集まったもののうち医療上の必要性が高いとされたものとして第1弾として5月に開発要請等したもの。()内は抗がん剤。年内を目途に第2弾として74件(うち、抗がん剤は22件)を開発要請等予定。

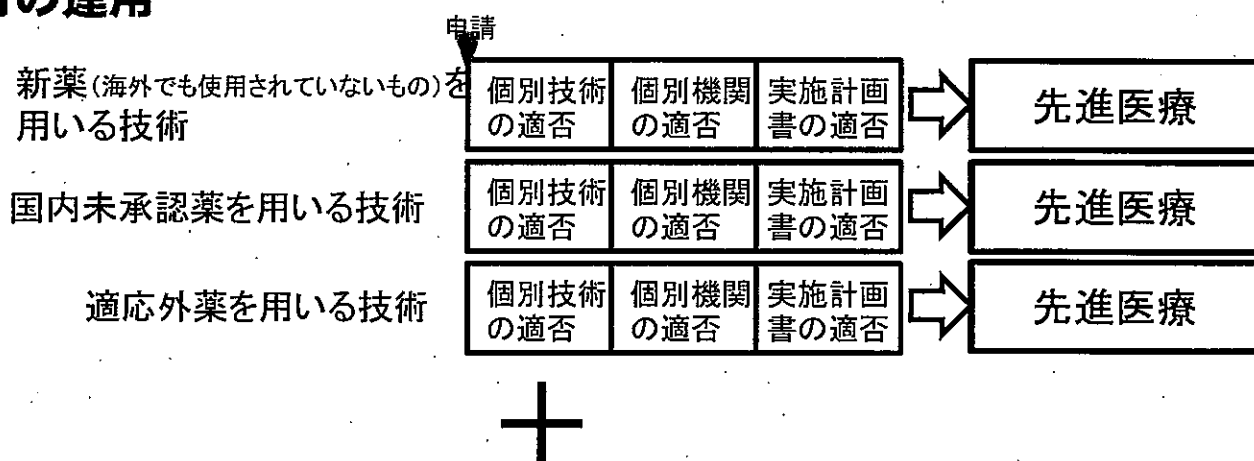
現行の第3項先進医療の手続

医療上の必要性の高い未承認薬等検討会議において医療上の必要性が高いとされたものに係る先進医療の手続（案）



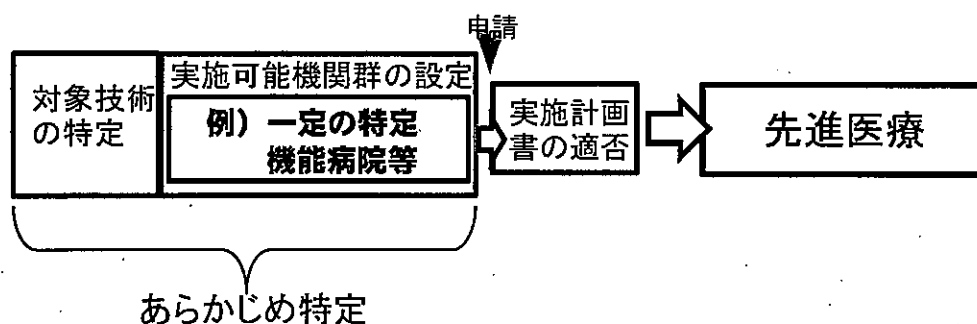
**医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議において医療上の
必要性が高いとされたものに係る先進医療の運用について(案)**
(1-1、1-2、1-3関係)

現行の運用



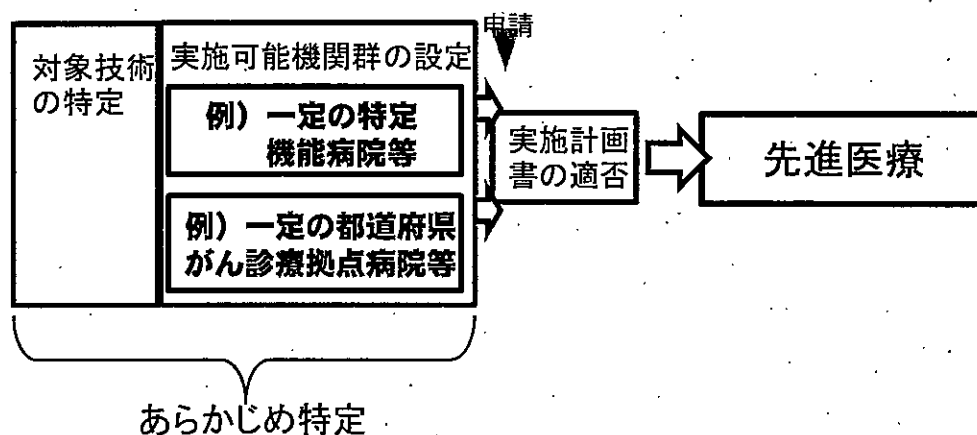
(例1)

医療上の必要性が高く、かつ、海外の実績等により一定の安全性等が確認できる国内未承認薬を用いる技術



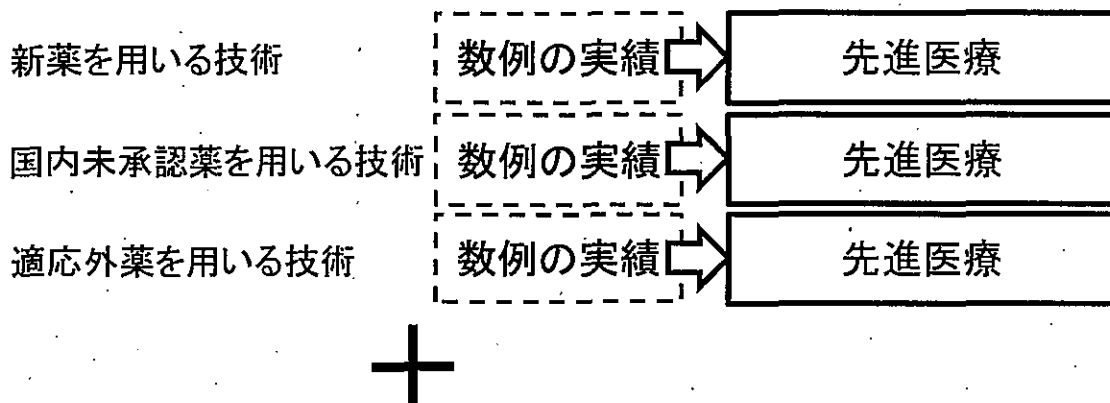
(例2)

医療上の必要性が高く、かつ、海外の実績等により一定の安全性等が確認できる適応外薬を用いる技術

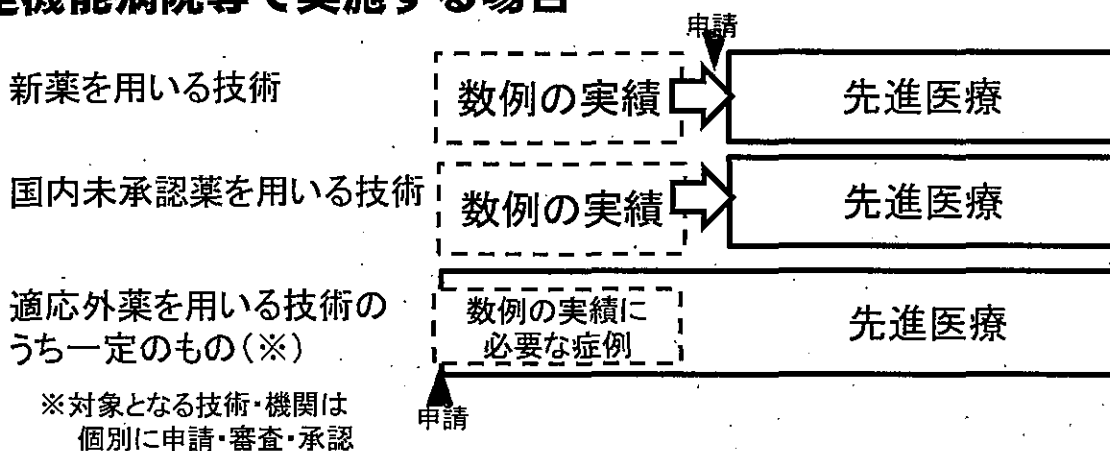


実施症例数が少数である場合の先進医療の申請の柔軟化について(案)
(2-2関係)

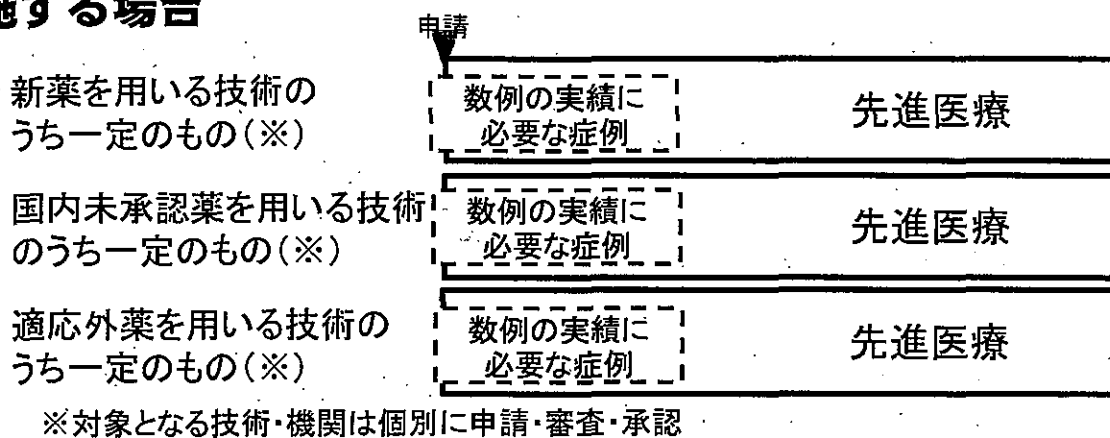
現行の運用



(例1)
一定の特定機能病院等で実施する場合



(例2)
高度な臨床研究機能を有する病院で実施する場合



1. 特定機能病院

高度の医療を提供するとともに、高度の医療に関する開発・評価及び研修を行う医療機関。医療機関からの申請にもとづき、社会保障審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が個別に承認する。（医療法第4条の2）

【主な承認要件】

- ・ 高度の医療を提供する能力、高度の医療技術の開発及び評価を行う能力、高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。
- ・ 400床以上の病床を有すること。
- ・ 人員配置
医師…通常 of 病院の2倍程度の配置が最低基準
薬剤師…入院患者数÷30が最低基準（一般は入院患者数÷70）
看護師等…入院患者数÷2が最低基準（一般は入院患者数÷3）
管理栄養士…1名以上
- ・ 集中治療室、無菌病室、医薬情報管理室を有すること。 等

【設置数】

大学病院の本院、（独）国立がん研究センター、（独）国立循環器病研究センター、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター
合計83病院（平成22年4月1日現在）

2. がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るとともに、都道府県におけるがん診療の連携協力体制の整備を図るほか、がん患者に対する相談支援及び情報提供を行うため、都道府県知事が推薦する医療機関について第三者により構成される検討会の意見を踏まえ厚生労働大臣が指定するもの。

（1）地域がん診療連携拠点病院

【主な承認要件】

- ・ 我が国に多いがん及びその他専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有するとともに各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療等、患者の状態に応じた適切な治療を提供すること
- ・ 病病連携、病診連携の協力体制を有すること
- ・ 専門的な知識及び技能を有する医師が配置されていること
- ・ 年間入院がん患者数は1200人以上であることが望ましい
- ・ 専門的ながん治療を提供するための治療機器、治療室等が設置されていること

- ・情報の収集提供体制を有すること 等

【設置数】

原則として二次医療圏に一つ整備。合計324病院（平成22年4月1日現在）

（２）都道府県がん診療連携拠点病院

【主な承認要件】

地域がん診療連携拠点病院の要件に加え、

- ・都道府県においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師・薬剤師・看護師等を対象とした研修を実施すること。
- ・地域がん診療連携拠点病院等に対し、情報提供、症例相談及び診療支援を行うこと。
- ・都道府県がん診療連携協議会を設置すること。 等

【設置数】

原則として都道府県に一カ所。 合計51病院（平成22年4月1日現在）

（３）（独）国立がん研究センター

我が国のがん対策の中核的機関として、他のがん診療連携拠点病院への診療に関する支援及びがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成や情報発信等の役割を担うとともに、我が国全体のがん医療の向上を牽引していくこととし、中央病院及び東病院について、第三者による検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣ががん診療連携拠点病院として指定している。

3. 高度な臨床研究機能を有する中核的病院

治験、臨床研究に精通する医師が、臨床研究に注力できる体制であり、臨床研究コーディネーター等の設置、試験薬・機器を適切に管理出来る体制、安全管理体制、信頼性を保証できる監査体制、適切な審査が可能で透明性の確保された倫理審査委員会の設置などの体制を整備している病院。

医療イノベーションの今後の進め方（案）

平成22年11月30日

内閣官房

新成長戦略の柱の一つであるライフ・イノベーションの成果を、早期に具現化すると同時に、持続的な成長サイクルとして確立するには、次のような視点に立った取り組みが必要である。

- ① 第一は、資源の戦略的集中投入である。予算などの政策資源に一定の制約がある中では、成功事例（サクセスストーリー）を生み出すために、ターゲットを絞り込んだ上で、まずは当該分野に産官学の取り組みを集中することが必要である。そのためには、我が国が強みを持つ技術分野（シーズ）の特定、医療現場で直面している解決すべき課題（ニーズ）の特定及び産業としての強みの特定を踏まえ、産学官で重点的に取り組むべき分野についてコンセンサスを形成する必要がある。
- ② 第二は、産学官の連携及び官内部の各省連携である。これは単に言葉の上での連携にとどまらず、予算の一体運用に踏み込むまでの覚悟を持った取り組みが必要である。
- ③ 第三に、上記二点と平行して、この分野のイノベーションを研究段階から実用化段階まで一貫して推進していくための横断的・共通的な基盤整備を図ることである。
- ④ 第四に、成功事例を生み出すための取り組みが、持続的・自立的に新たな成果の創出につながっていくような、組織的な仕組みの創出である。

こうした視点に立って、具体的には以下のとおりに取り組みを進めていく。

1. スケジュールと取り組み

(1) 当面の課題として直ちに着手すること

① 予算措置関連

- ・重点分野の絞り込み及び取り組みの基本方針の策定（当面は、がん分野での重点の絞り込み。再生医療・認知症等他の分野についても検討。）
- ・上記絞り込みを踏まえた3省（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の平成23年度予算の執行方針の策定（共同選考の枠組みづくり等）
- ・同じく3省の平成24年度予算要求における方針の策定
- ・下記②の状況を踏まえ、共同基盤整備（スクリーニング、非臨床試験に必要なインフラ整備など）にかかる平成24年度予算要求における方針の策定

② 共同基盤整備

- ・バイオバンク、データベースに関して、ナショナルセンター・大学・研究機関が共同で運営できる体制を整備
- ・ナショナルセンター、大学、研究機関が共同で知財・薬事戦略を構築できる体制を整備
- ・全国臨床研究ネットワークの立ち上げ（当面はがん分野について、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会を活用して実施）

(2) 中長期的な課題として順次取り組む事項

① 実用化を促進するための薬事戦略として以下の課題を検討

- ・全国臨床試験ネットワーク（がん以外）の立ち上げ
- ・臨床研究コーディネータの人材育成や病院配置に必要な施策
- ・臨床研究の国際基準（ICH-GCP）水準対応や、高度医療評価制度と治験制度の見直し（米国等の制度を踏まえ検討）
- ・PMDA審査員のキャリアパスを強化するための施策

② 国内の大学・研究機関などから有望な知財を集約・分析し、知財戦略を構築

- ③ベンチャー支援策の検討（研究から実用化に向けて、特に「死の谷」を克服する段階における研究開発の強化策）
- ④研究開発成果を活用した医療技術の医療保険制度における取扱いの検討
- ⑤被験者保護や副作用被害救済など、研究開発に関係が深い制度の見直しの検討

2. 推進体制

医療イノベーションの推進に係る企画・立案、総合調整を行うための「医療イノベーション担当室（仮称）」を内閣官房に設置し、国内の産業界、研究機関、及び3省（文部科学省、厚生労働省、経済産業省）と連携を図りながら、上記の取り組みを推進する。

「医療イノベーション担当室（仮称）」

（1）組織（立ち上げ時）

室長（学より）

次長（産学官より各1名）

班長・班員（専任：産学官より各1～2名。併任：産学官より）

※医療イノベーション担当室の業務をサポートし、産学官の関係機関との連携を強化する目的で、ステアリングコミッティ（仮称）を設置（併任：産学官より）

（2）当面の業務内容

- ①国内の大学・研究機関からのインプットを得て、研究開発から実用化までの取り組みの基本方針策定の取りまとめ業務（平成22年度は、重点領域として「がん」に特化。他の分野については順次）
- ②3省の新規予算における共同選考の枠組みづくり等に係る業務
- ③バイオバンク、データベースや知財・薬事戦略に関して、ナショナルセンター・大学・研究機関が共同で運営できる体制を整備するための関係者との調整業務
- ④がん臨床試験ネットワークの立ち上げ及び運用における関係者との調整業務
- ⑤平成24年度の3省の予算要求作業に対して、国内の大学・研究機関等と連携しながら、研究開発や共同基盤整備に関して、どこを重点化するかを指示・調整する業務
- ⑥中長期の取り組みについては、上記1. <中長期的な取り組み>の各課題について検討を行うための関係者との調整などの業務